

1 南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法 (仮称) の制定などの防災・減災対策の強化・推進

(内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 南海トラフを震源とする連動型超巨大地震を想定した法制や、東海・東南海・南海地震の時間差発生の可能性を視野に入れた体制等の整備
 - (1) 既存の法体系の整理も含め、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法(仮称)」を制定するなどの新たな法整備
 - (2) 地震対策大綱及び応急対策活動要領などの早期策定
 - (3) 東海・東南海・南海地震が時間差で発生した場合の社会機能維持に関する検討
- 2 南海トラフにおける最大クラスの地震・津波を想定した、地域と共有可能な被害推計の早期実施及びその根拠の明確な説明の実施
- 3 最大クラスの津波に対応した、国と地域が一体となった防災・減災対策の推進
 - (1) 減災対策の考え方を提示するにあたって、国と地方自治体との十分な協議の実施
 - (2) 「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定等、最大クラスの津波の浸水想定に関する国としての考え方の統一及び関係省庁間の連携がとれた対策の実施
 - (3) 「津波対策推進事業費補助金」(平成24年度1.6億円)について、津波避難施設の整備を対象事業に加えるなど、予算額の増額や、その他支援制度の拡充
 - (4) 地域の災害応急対策拠点などの行政機能を維持するための取組への財政支援措置の創設
- 4 超広域災害に備えた総合的な防災拠点や後方支援活動拠点等の整備促進
- 5 東海・東南海・南海地震の『地震像』の解明や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立
 - (1) 戦略的な調査観測網の構築など調査観測体制の充実・強化
 - (2) 地震・津波に関する情報伝達の一層の迅速化、情報の高精度化、及び「東海・東南海・南海地震の連動性評価」など、地震発生の予測精度向上のための基礎調査研究の一層の推進・充実

【現状と目標】

平成24年3月31日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」では、想定震源域が従来の約2倍に拡大し、その地震規模は、震度分布推計でマグニチュード9.0、津波推計で9.1と我が国の観測史上最大クラスのものとして設定されています。

三重県においても、震度7の市町が前回想定の2市町から17市町に増加するとともに、津波高も鳥羽市の24.9mをはじめ4市町が20mを超えるなど、前回想定を大きく上回っています。

今回公表された想定結果は、最悪のシナリオを重ね合わせて想定されたものでありますが、今回の想定に対応した国の防災・減災対策の考え方などが明確に示されていないことから、数値だけが先行し、地域が緊急かつ集中的に進めている防災・減災の取組にブレーキをかけることにつながりかねません。

今回の推計結果に関するわかりやすい説明と適切な情報の発信がなされたうえで、今後も引き続き、国と地域が一丸となって、今後必ず発生する東海・東南海・南海地震に対する防災・減災対策を、より一層強力に推進していく必要があります。

【本県の取組と課題】

三重県では、国から被害想定等の出されるまでの間、県としてできることを迅速に対応すべきとの強い危機感から、全国に先駆け、昨年10月に、県独自の津波浸水予測を実施するとともに、「緊急地震対策行動計画」を策定し、市町などと連携し、緊急かつ集中的に取り組むべき対策を推し進めているところです。

本年度中には、国の新たな地震対策の方針を踏まえ、これまでの取組に加え、帰宅困難者対策などのソフト事業や地震に強いまちづくりなどの社会基盤整備などの事業を含めた中期的な総合対策として「新地震対策行動計画（仮称）」を策定する予定です。

しかし、このような取組を推進していくには、南海トラフを震源とする超巨大地震の発生を視野に入れ、新たな地震対策措置法の制定をはじめ、地域と共有できる被害想定、現在個別に策定されている地震対策大綱・応急対策活動要領の見直しなどが早期に検討されることが必要となっています。

南海トラフを震源とする超巨大地震

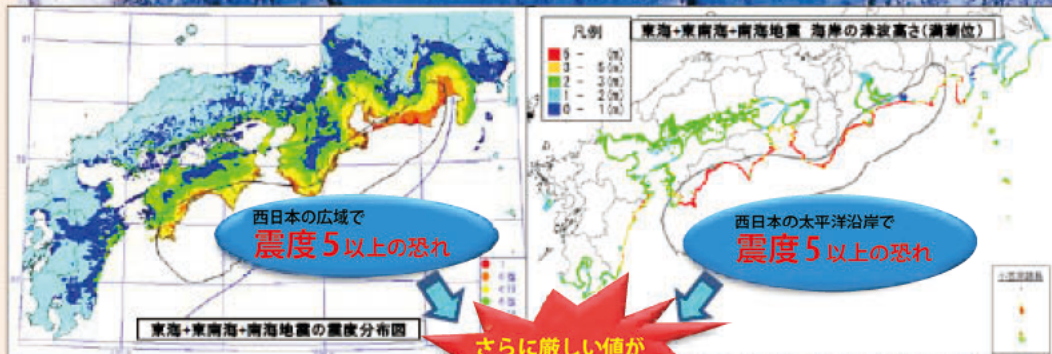
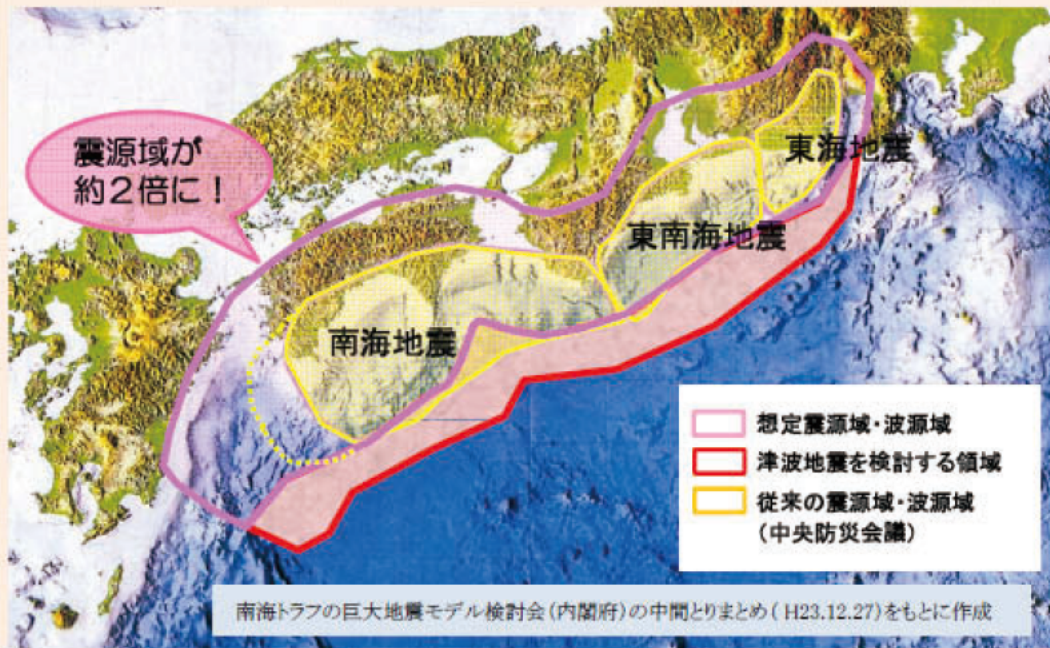
東海・東南海・南海等の連動型地震

想定震源域は従来の約2倍となり、その地震規模はマグニチュード9クラスと推定される。

該当面積	今回の震度分布	中央防災会議(2003)
震度6弱以上	約6.9万km ²	約2.1万km ²
震度6強以上	約2.8万km ²	約0.5万km ²
震度7	約0.7万km ²	約0.03万km ²

20倍以上

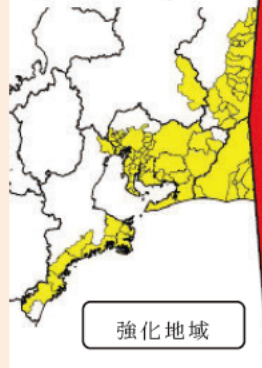
南海トラフの巨大地震モデル検討会(内閣府 H24.3.31)より



南海トラフにおける最大クラスの地震・津波を想定した、地域と共有可能な被害推計の早期実施及び根拠の明確な説明の実施

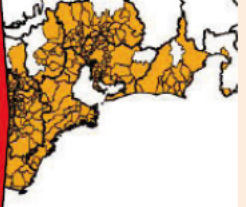
『最大クラスの津波』に対応した、国と地域が一体となった防災・減災対策の推進

地震により法体制が別！



強化地域

	東海地震	東南海・南海地震
根拠法令	大規模地震対策特別措置法	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
予防対策関連法令(計画)	地震財特法(地震対策緊急整備事業計画)	地震防災対策特別措置法(地震防災緊急事業五箇年計画)
国の基本計画	地震防災基本計画	東南海・南海地震防災対策推進計画
地震対策大綱	東海地震対策大綱	東南海・南海地震対策大綱
応急活動要領	東海地震応急対策活動要領	東南海・南海地震応急対策活動要領



推進地域

！南海トラフを震源とした連動型超巨大地震を想定した法制や東海・東南海・南海地震の時間差発生の可能性を視野に入れた体制等の整備

「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」が必要！！
 ・統一的な地震対策大綱や応急対策活動要領などの早期策定

現在の大綱・要領で定められた消防隊の派遣（東海地震）
 奈良・和歌山 → 三重

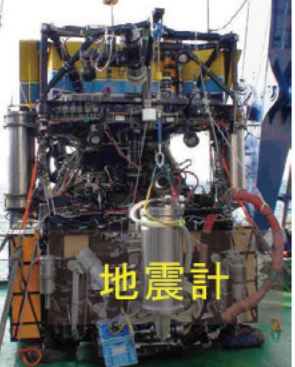
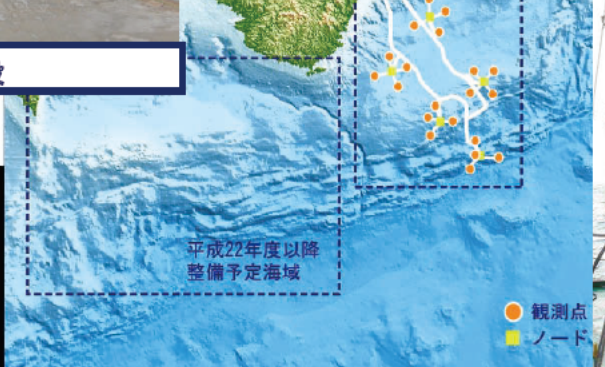
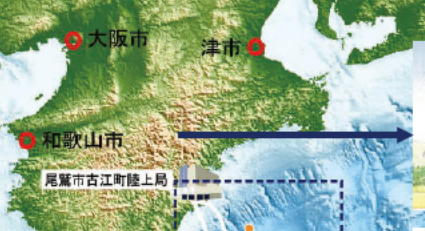
東南海・南海地震と連動して発生
 奈良・和歌山からの応援は不可能！

！超広域災害に備えた総合的な防災拠点や後方支援活動拠点等の整備促進



伊勢志摩広域防災拠点施設

！東海・東南海・南海地震の「地震像」の解明や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立



地震・津波観測監視システム（文部科学省）

2 大規模地震に備え、命を守り被害の軽減を図る 対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 大規模地震発生の切迫性が高い地域において、急がれるハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対応を進めるため、国における地震・防災対策予算の増額とともに、補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実、予算の重点的な配分などの支援の強化
- 2 築造後50年以上経過し機能低下が著しい、海岸や河口部の堤防等施設について、補強等の事業への国の支援の拡充
- 3 木造住宅耐震化のさらなる促進に向けた、所得要件緩和措置の延長や国による加算措置の復活などの支援制度の充実

【現状と目標】

東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超える巨大津波により、多くの尊い命が奪われ、広範囲にわたる壊滅的な被害を目の当たりにしました。一方、甚大な被害が想定される東海・東南海・南海地震については、今後30年以内の発生確率が88%（東海地震）まで上昇し、その脅威は刻々と増してきています。

南海トラフを震源とした東海・東南海・南海地震など、大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が想定される地域においては、甚大な人的・物的被害をできるかぎり防止し、軽減するための各種の対策を講じていくことが求められます。

このため、それぞれの地域においては、地震・防災対策として、海岸や河川堤防等施設の整備・耐震化、緊急輸送道路・耐震岸壁の整備、避難路確保や避難地保全のための急傾斜地崩壊対策の実施などのハード対策を進めるとともに、地域のニーズに応じて、堤防への避難階段の設置、防潮扉の動力化、橋梁の耐震化などのきめ細かな対応を施すなどの取組を進めています。

三重県は、南北に長くリアス式海岸を有することから、海岸線の総延長が1,088kmと長く、海岸保全区域も527kmに及んでいます。海岸堤防については、伊勢湾台風後に整備されたものが大部分であり、築造後50年程度が経過して老朽化が進行しています。この海岸堤防について、老朽化調査を進めてきたところ、空洞やひび割れ等が発生していることが判明しました。東日本大震災では、津波が堤防を越えた場合でも全壊を免れ堤防の機能が完全に失わなければ、被害の軽減に一定の効果があつたと報告されており、堤防の補強等の緊急対応が必要となっています。

また、津波が河川を遡上することに備え、河川堤防等の脆弱箇所への対策も求められます。

木造住宅の耐震化は、居住者の生命、財産を守るとともに、地域の安全を確保することにつながることから、全国的に喫緊の課題として取組が進められています。

本県においても、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%に引き上げることを目標に、住宅の耐震化の促進に取り組んでいます。

なお、本県における昭和55年以前に建てられた木造住宅数は、17万5千戸と、全住宅数の25.5%（平成23年度末）との状況にあります。防災に関する意識調査では、耐震改修工事をしない理由として、約7割の方が「多額な費用がかかるから」と回答しており、所有者の経済的負担の軽減が必要です。

【本県の取組と課題】

大規模地震に備えた地震・防災対策は、本県においても最重要課題であり、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策の一つとして、災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むこととしています。

また、平成24年3月に内閣府が、「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」を発表され、今後も順次、被害想定等を公表する予定にありますが、それぞれの地域において、必要な基盤整備等の地震・防災対策を進めるうえでは、国としても最重要課題に位置づけ、その対策予算を増額するとともに、補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実や対象地域への予算の重点的な配分などの支援を強化することが必要です。

本県では、海岸堤防について機能低下箇所の補強対策を効率的、効果的に行うため、老朽化調査の結果をもとに、空洞がある箇所や広範囲に及ぶひび割れ等がある箇所で、緊急に対策が必要な200箇所を選定し、平成24年度から4年間で取組を行うこととしています。

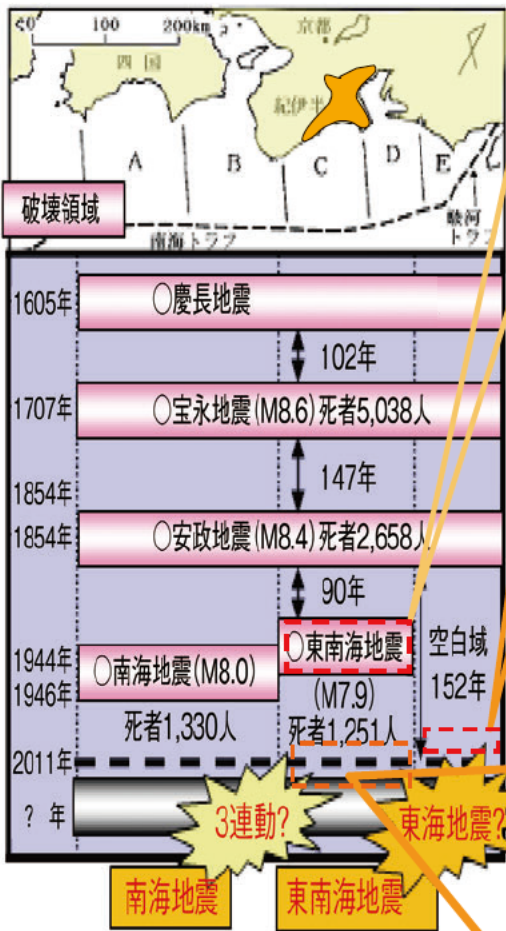
また、河川施設について、河口部や下流域の津波浸水想定区域内にある堤防等の脆弱箇所に関する調査結果をもとに、補強等を行うこととしています。

これらの対策を進めるためには、緊急対応として行う堤防の補強等について交付金の対象事業とするなど国の支援が必要です。

本県では、木造住宅の耐震対策の必要性について、相談会の開催、団地等の戸別訪問の実施、イベント等の機会の活用など、各種の方策を用いて普及啓発を行うほか、木造住宅の無料耐震診断や耐震補強工事補助に加え、平成21年度からは耐震補強設計補助・簡易補強工事補助の制度拡充をはかり、また、平成23年度からは、国が平成22年度に実施した上乗せ補助を県として継続するなど、積極的に耐震化の促進に取り組んでいます。

しかしながら、地方のみでの制度の継続には限界があり、住宅・建築物の耐震化のさらなる促進のためには、平成24年度までの時限措置である所得要件緩和措置の延長、耐震補強補助金の加算措置の復活、除却補助の新設が必要です。

切迫性が高い地域に、早急な対策を進めるための十分な財源の確保を！



東南海地震(昭和19年)の地震・津波被害



地震発生確率 (地震調査研究推進本部資料より)

東海地震	88% (参考値)
東南海地震	60%程度
南海地震	70%程度

巨大地震

切迫性が高まる地域に十分な財源を！

重点的な予算配分を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備
- ・海岸堤防の耐震化対策の実施
- ・河川堤防の整備
- ・河川堤防の耐震対策の実施
- ・緊急輸送道路の整備
- ・港湾耐震岸壁の事業
- ・急傾斜地崩壊対策の実施

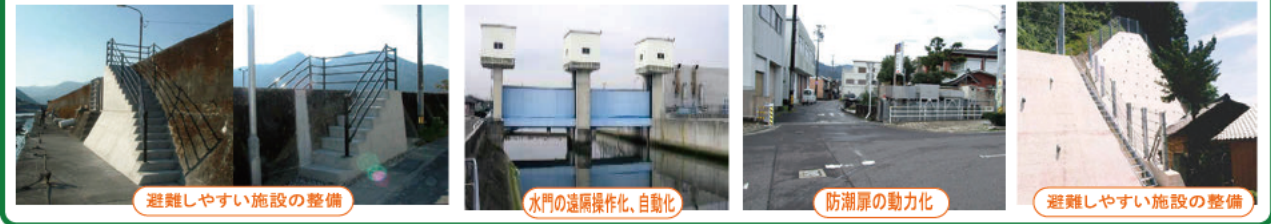
など

地域のニーズに適切に対応できるように
重点的な予算配分が必要！

きめ細かな対策

- ・海岸堤防等の機能確保や補強対策の実施
- ・避難階段の設置
- ・防潮扉の動力化
- ・水門の自動化
- ・橋梁の耐震化 など

きめ細かな対策の事例



機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策

伊勢湾台風(S34.9)

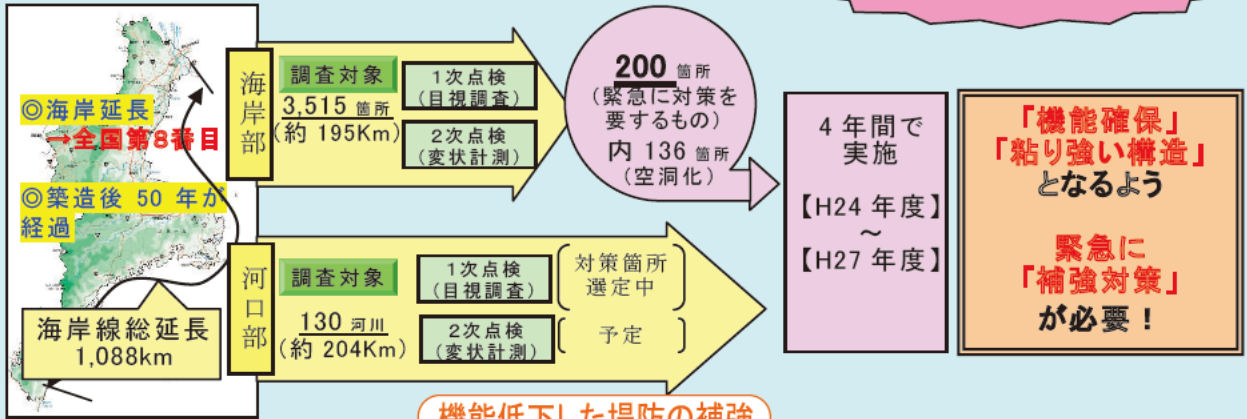
→河川改修や海岸堤防などの治水を推進

- ◎河川 洪水（概ね 60mm/h に対応）
高潮（伊勢湾台風級に対応）
- ◎海岸 高潮（伊勢湾台風級に対応）
高波（既往最大に対応）

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的
に行うため調査を実施

国の支援の拡充！



機能低下した堤防の補強

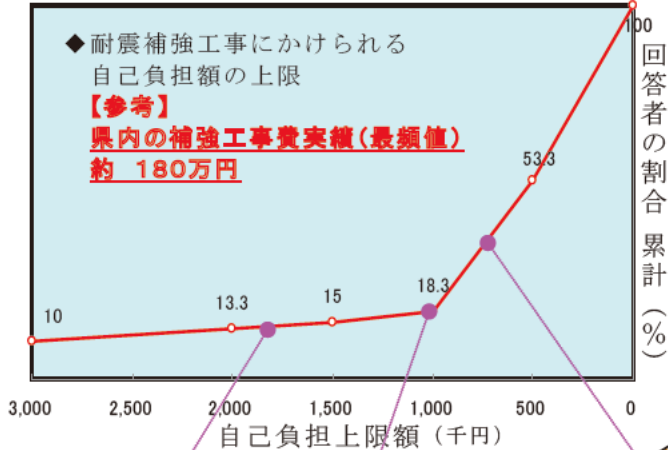


住宅・建築物の耐震化促進のための支援制度の充実を！

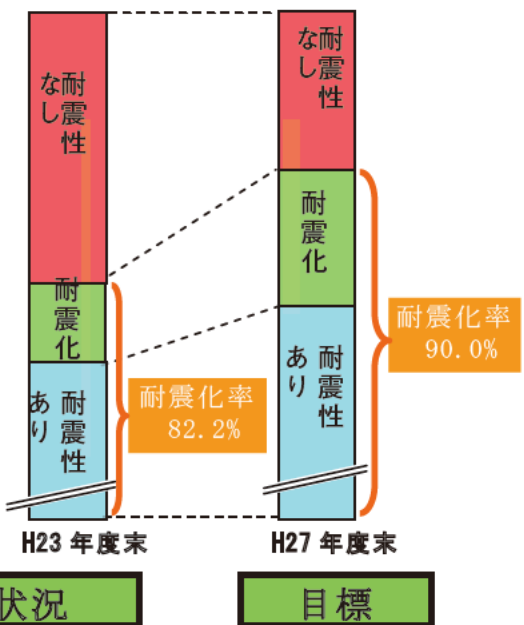
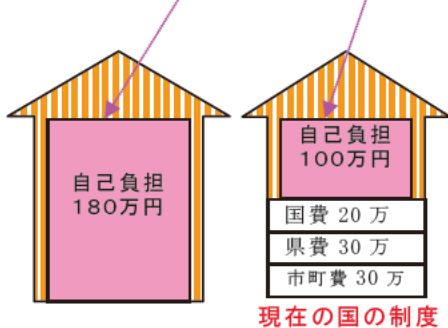
『平成 23 年度防災に関する県民意識調査報告書』

◆耐震補強工事かけられる自己負担額の上限

【参考】
県内の補強工事費実績(最頻値) 約 180万円



- ◎耐震補強補助金の所得要件緩和措置の延長
- ◎耐震補強補助金の加算措置の復活
- ◎除却補助の新設



3 災害に強い医療施設等の整備促進等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震整備を進めるため、医療施設耐震化臨時特例交付金を継続し、平成25年度以降の事業も補助対象とすること。
- 2 社会福祉施設の耐震整備を進めるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を継続し、平成25年度以降の事業も補助対象とすること。
- 3 大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の災害時要援護者が安心して避難ができる「福祉避難所」の設置や、避難が困難な人に配慮した支援体制の確立に対する財政措置を新設すること。

【現状と目標】

平成24年3月末における災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況は62.9%であり、未耐震となっている施設も多く残っているのが現状です。また、平成22年4月1日現在における県内社会福祉施設の耐震化状況は、児童福祉関係78.2%、障がい福祉関係82.2%、高齢者福祉関係92.1%、その他75.4%となっています。

福祉避難所については、県内の市町が指定あるいは協定締結している施設は294箇所、福祉避難所のある市町は15市町(51.7%)*となっています。(※本県調査：平成24年2月22日時点)

県としては、大規模災害時における地域ケア体制を継続するため、平成24年度も引き続き医療施設等の耐震整備や福祉避難所等の整備に向けた取組等を進めることとしています。

【本県の取組と課題】

大規模災害時に地域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震整備については、平成21年度に創設された国からの医療施設耐震化臨時特例交付金を活用した基金事業により、8病院の整備を進めてきました。また、障がい者施設や児童福祉施設等の耐震整備も、平成21年度に創設された国からの社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用した基金事業により7施設の整備を進めてきました。

なお、これらの基金事業については、医療施設の耐震整備は平成24年度着工分まで、社会福祉施設等の耐震整備は平成24年度に終了することとなりますが、耐震整備を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。

また、福祉避難所については、国が積極的にその整備促進を図ることとし、市町が行う対象施設のバリアフリー化の推進、施設へのベッドや歩行器などの福祉機器の設置、紙おむつなどの衛生材料等の備蓄などに対する十分な財政支援等を行う必要があると考えます。

あわせて、障がい者や高齢者などの要援護者に対しては、災害時要援護者避難支援プランの策定などを通して、災害時においてもそれぞれの状況に応じたきめ細かな配慮のある対応が行われることが重要であり、国においてはそれを支える財源措置や住民同士の支え合い気運の醸成を図る必要があります。

4 大規模地震に強い農業用ため池の整備に向けた施策の充実

(農林水産省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

南海トラフを震源とする超巨大地震の発生に備え、農業用ため池の耐震化を促進するため、大規模地震対策特別措置法の対象地域における農業用ため池の耐震化事業の国庫補助率（現行50～55%）、地方債（公共事業等債）の充当率（現行90%）を引き上げられたい。

【現状と目標】

東日本大震災を受け、岩手・宮城・福島の前3県では、約12,500箇所の農業用ため池のうち約1,800箇所が被災し、特に福島県の藤沼湖では人命が奪われました。

本県では、南海トラフを震源とする超巨大地震の発生に備え、ため池の耐震化を進めることが急務であり、国の補助制度（50～55%）や地方債（公共事業等債、充当率90%）を活用して改修事業を進めていますが、地方自治体の財政負担を軽減していただくことにより、改修事業をさらに推進したいと考えています。

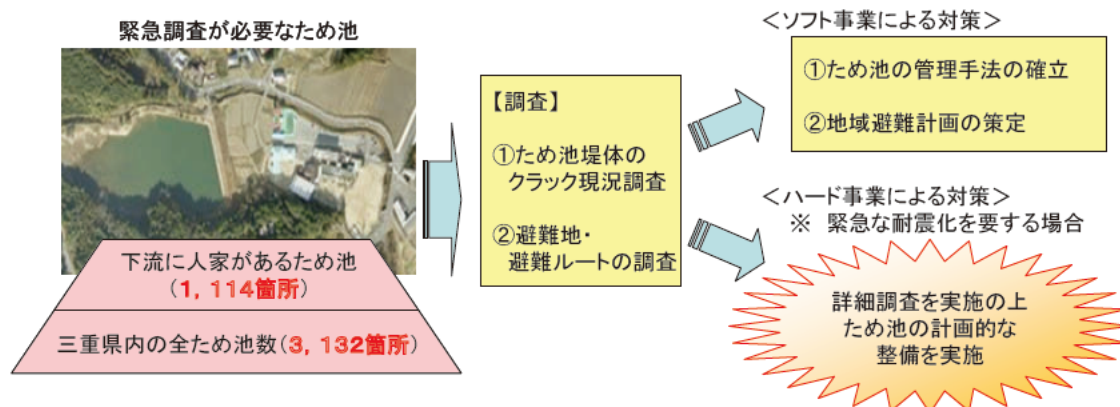
【本県の取組と課題】

本県では、平成23年度に、県内すべての農業用ため池について下流域における人家の有無を調査しました。

平成24年度には、調査の結果と市町の防災計画を基に、ため池堤体のクラックの有無など現況調査や避難地・避難ルートの調査を行うことにより、減災を主体とした管理手法の確立と地域の避難計画の策定を促進していくこととしています。

さらに現況調査の結果、耐震化が必要なため池については、詳細調査を実施した上で、計画的に整備を進める必要がありますが、多額の事業費を要するとともに、県及び市町で国庫補助残の全額を負担できない場合には、地元負担が生じ、耐震化が円滑に進まないなどの課題があります。

<ため池改修のスキーム（イメージ）>



5 大規模地震災害に備える四日市港の整備支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 被災時における緊急輸送ネットワークを確保するための15号岸壁の耐震化整備に対する財政支援の拡充
 - ・東日本大震災復興港湾事業への予算措置の充実（平成24年度3億円）
- 2 背後地の人命・財産を守るための海岸保全施設の耐震化整備に対する支援
 - ・水の安全・安心基盤整備総合交付金事業への予算措置の充実（平成24年度5千5百万円）
 - ・民有施設の耐震化事業を行う民間企業への支援制度の創設
- 3 災害時における物流機能維持に資する施設の維持補修に対する支援
 - ・港湾改修事業（統合補助）の国費率の引き上げ（1/3→1/2）
 - ・適債条件の緩和（防舷材・付属品の取換や一定割合以上の補修の適債化）
- 4 災害時における背後地へのアクセスのリダンダンシー（代替性）確保に資する臨港道路霞4号幹線の整備促進

【現状と目標】

四日市港は、被災時の緊急物資等の輸送ネットワークを担う県内最重要の港湾となっています。

また、四日市港の海岸保全施設は、臨海部に広がる日本有数の石油化学コンビナート群やその背後の市街地を防護しています。

さらに、中部地域を中心とする背後圏の産業を支える国際拠点港湾として、四日市港は震災後も継続して物流機能を維持する重要な役割を担っています。

このため、四日市港では、大規模地震災害に備えて、耐震強化岸壁の整備、海岸保全施設の耐震化整備、港湾施設の耐震性を向上させる維持補修等を進めていくこととしています。

また、貨物輸送の定時性・即時性を確保し、背後圏産業の国際競争力の維持・強化を図ることを目的とした臨港道路霞4号幹線は、災害時において霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割も担っており、平成20年代後半の供用開始をめざし整備が進められています。

【本県の取組と課題】

四日市港では、市街地に近い四日市地区における15号岸壁や、富田港地区における海岸保全施設の耐震化整備を進めるとともに、優先順位を付けて老朽化した施設の維持補修等を行っています。対策が必要な施設すべての整備や維持補修にあたっては、多大な費用を要し、財源の確保が困難なことから、整備が進んでいません。

また、民間企業が所有する一部の海岸保全施設の耐震化整備については、事業を行う民間企業の負担があまりにも大きいことが課題となっています。

平成16年度から国直轄事業として整備が進められている臨港道路霞4号幹線の事業進捗（事業費ベース）は、平成23年度末現在、約4割にとどまっていますが、全線で事業展開を行う環境が整いつつある中、早期供用に向けた整備促進を図るため、今後、十分な予算の確保が必要です。



「大規模地震災害に対して重要な役割を果たす四日市港」

- ・港湾機能の確保、緊急物資等の備蓄・集散上の拠点
- ・海岸保全施設による背後地住民の生命・財産や石油化学コンビナート等への防護
- ・震災後の背後国産品の物流機能の維持

被災時における緊急輸送ネットワークを確保するための15号岸壁の耐震化整備

四日市地区において耐震強化岸壁がない



東日本大震災復興港湾事業への予算措置を！

背後地の人命・財産を守るための海岸保全施設の耐震化整備

耐震化整備の事業進捗が遅い
民間企業が所有する施設の耐震化が進んでいない



水の安全・安心基盤整備総合交付金事業への予算措置を！

民間企業の支援制度の創設を！

災害時における物流機能維持に資する施設の維持補修

経年劣化による耐震性能の低下
維持補修による機能保持・向上が必要



・港湾改修事業(統合補助)の国費率を1/3から1/2に引き上げ！
・適債条件の緩和(防眩材・付属品の取換や一定割合以上の補修の適債化)を！

国有施設の維持補修を直轄施工で！

災害時における震ヶ浦地区のアクセスのりダンダンシ一確保に資する臨港道路震4号幹線の整備

背後地へのアクセス道路が震大橋1本のみ
事業進捗が遅い



臨港道路震4号幹線の早期供用を！

6 水道施設に係る災害復旧への財政支援の充実

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 紀伊半島大水害に係る水道施設の災害復旧について、激甚災害に指定されている場合における補助率の嵩上げ要件の緩和（上水道事業の被害額1億円以上→5千万円以上 等）
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、道路・下水道等が対象であるが、重要なライフラインである水道事業を追加すること。

【現状と目標】

平成23年9月の紀伊半島大水害では、過去に例のない豪雨に伴う戦後最大の土砂崩壊により、中山間地域の水道施設に壊滅的な被害が生じました。小規模な水道事業体においては、災害復旧のために大きな財政負担を伴う中で全面復旧に取り組んでいます。

一方、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という。）においては、道路、下水道等は財政援助の対象とされていますが、公営企業として運営されている水道施設の復旧事業は対象とされていません。

【本県の取組と課題】

奈良、和歌山、三重の紀伊半島3県が共同して水道施設の災害復旧費に係る補助率の嵩上げについて国へ要請を行い、紀伊半島大水害による水道施設の被災について、地震による被災と同様の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）の措置が講じられたところです。

しかし、激甚災害に指定されながら、補助率嵩上げの要件（上水道事業の場合、査定事業費が現在給水人口1人あたり1万円以上、または総額1億円以上）に該当せず、今回の措置の対象外となった水道事業体がありました。

一方、激甚法は水道施設の災害復旧事業を対象としていませんが、今後、道路等と同様に重要なライフラインとして、同法の対象とすることが必要です。

< 参考 >

紀伊半島大水害（平成23年 台風12号）による水道施設の被害状況

（簡易水道）

事業内容	市町名	被害額 (単位:円)	現在給水人口 (単位:人)	嵩上げ要件の該当の有無
尾呂志簡易水道事業	御浜町	3,647,202	583	該当せず
五郷簡易水道事業	熊野市	7,667,100	840	該当せず
日進小坂簡易水道事業	熊野市	7,197,750	979	該当せず
三木浦簡易水道事業	尾鷲市	5,355,000	674	該当せず
大紀簡易水道事業	大紀町	2,623,950	3,154	該当せず
大宮簡易水道事業	大紀町	2,800,350	4,725	該当せず
伊勢地簡易水道事業	津市	18,552,450	562	被害額給水人口1人あたり1万円以上に該当
計	7	47,843,802		

（上水道）

事業内容	市町名	被害額 (単位:円)	現在給水人口 (単位:人)	嵩上げ要件の該当の有無
上水道事業	御浜町	7,818,972	8,731	該当せず
上水道事業	熊野市	116,180,400	12,876	被害額1億円以上に該当
上水道事業	紀宝町	71,764,816	11,422	該当せず
計	3	195,764,188		
合計	10	243,607,990		

激甚災害指定 熊野市、紀宝町

補助率嵩上げの要件と補助率

（平成24年3月30日、新潟・福島豪雨等に係る水道施設災害復旧費の国庫補助について）

下記のいずれかの要件を満たす場合、補助率2/3（通常の災害は1/2）

- ・ 査定事業費が現在給水人口1人あたり1万円以上のもの
- ・ 査定事業費が1億円（簡易水道事業の場合は5千万円）以上のもの

【水没したポンプ室の状況】（紀宝町）



【ポンプ室の被災状況】（熊野市）



7 公立学校施設の災害復旧事業に対する復旧費算出の原則 の見直し

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

公立学校施設の災害復旧事業については、文部科学省の災害復旧費に係る要領において、台風や豪雨等により公立学校施設が被災した場合の災害復旧については、「過去3回以上」の被災等を除き原形復旧が原則とされていますが、過去の被災回数にかかわらず、今後の再被災に備えるために必要となる復旧についても、災害復旧事業の対象として認められたい。

【現状と目標】

平成23年9月の台風12号（紀伊半島大水害）により、三重県内では24校の公立学校で、建物の浸水、設備備品の破損、学校敷地の法面の崩落等により約5億5千万円の被害がありました。

また、平成24年3月に内閣府の検討会が公表した南海トラフ巨大地震対策のため想定すべき地震・津波高の推計結果によると、県内では最大の津波高が24.9mと推計されるなど広範囲にわたって大きな津波が想定されています。

そのため、本県では、最大クラス（マグニチュード9）の地震に備えて三重県緊急地震対策行動計画を策定し、公立学校施設の耐震化をはじめとして県内全域で取組を進めているところです。

公立学校施設は、災害発生時に応急避難場所としての役割も果たすことから、台風等により被害を受けた施設の復旧においても防災機能の強化に配慮する必要があります。

【本県の取組と課題】

平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による災害を受け、県内の9公立学校が文部科学省による災害復旧事業を実施しました。

文部科学省の災害復旧費に係る要領では、台風や豪雨等により公立学校施設が被災した場合の災害復旧については、「過去3回以上」の被災等を除き、原形復旧が原則とされており、今後起こりうる同様の災害に備えるために必要な復旧を行うことは、認められていません。

そのため、県立紀南高等学校では、再被災に備えるためにネットワーク設備及び空調室外機を浸水した位置よりも高い位置へ設置場所の変更を行いました。が、県費による財政負担が必要になりました。



三重県立紀南高校コンピューター室の被災状況

8 災害救助法に基づく救助に要する国の費用負担の明確化等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

災害救助に関する国の責務を明確にし、以下の内容を十分考慮の上、災害時の確実な財源措置を講じること。

- 1 病院等との協定に基づくDMAT、医療救護班の派遣に関する人件費や旅費を医療のために支出できる費用に含めること。
- 2 保健師、管理栄養士等の派遣による被災者への保健指導等を医療救助に位置づけること。
- 3 事務費の算定基準について、救助費に対する事務費の算定割合を撤廃し、事務費全額を救助費総額に含めること。
- 4 災害救助基金の取扱いについては、地方分権改革の取組が進む中、制度のあり方について再検討すること。

【現状と目標】

本県においては、平成23年3月に発生した東日本大震災に関し、被災地へ医療救護班、保健師班等を派遣する等の支援を行っています。

また、平成23年9月の紀伊半島大水害により県南部の3市町において甚大な被害が発生したため、災害救助法を適用して、法に基づく救助を実施してきたところです。

今後も、大規模災害等の発生時は、必要に応じて災害救助法を適用し、法に基づく救助を実施することとしています。

【本県の取組と課題】

DMAT、医療救護班の派遣による医療救護における医師等の人件費について、雇いあげた場合は「賃金職員等雇上費」に位置づけられますが、病院等との協定に基づく派遣の場合は、救助に要する費用としての位置づけがありません。旅費についても同様です。

また、保健師、管理栄養士等の派遣による被災者への保健指導等について、東日本大震災に関しては医療救助と位置づけられましたが、通常災害については明確な位置づけがないため、衛生材料等救助に直接必要となる費用は地方の全額負担となっています。

さらに、事務費に対する国庫負担の基礎となる額の上限は、算定基準に基づき、救助に要する費用に対する割合で算定されますが、本県では実際に要した事務費が当該上限を上回る見込みであり、上回る部分は本県が全額負担する必要があります。

災害救助基金は、その制定当時(昭和22年)には、国が全国一律に災害に備えた財源確保を地方に担保させるために必要だったものと考えますが、地方分権に向けた取組が進められている現在においては、制度そのものの再検討が必要と考えます。

9 農林水産業施設災害復旧事業への野生獣侵入防止柵の追加

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

農林水産業施設災害復旧事業(共同利用施設)における補助対象への野生獣の「農地侵入防止柵」の追加

【現状と目標】

平成23年9月の紀伊半島大水害により、三重県内では、延長12kmに及ぶ野生獣の農地への侵入を防ぐ「侵入防止柵」が倒壊、流亡するなどの被害を受けました。

「侵入防止柵」の倒壊、流亡により、これまで抑えられていた野生獣による被害が再発・拡大しており、台風の直接的な農業被害も含めた経済的な損失が増大しています。こうしたことから、農業者の営農意欲の低下による耕作放棄地の拡大などの懸念が生じています。

【本県の取組と課題】

野生獣による農業被害が拡大傾向にあることから、これまで、国の事業などを活用し、市町や市町を構成員に含む地域獣害対策協議会が事業主体となって、農地の周囲に、共同で野生獣の「侵入防止柵」を整備してきたところです。

しかし、これら「侵入防止柵」については、農地の崩落とともに倒壊した場合には、農地の復旧工事のなかで一体的に復旧が行われますが、「侵入防止柵」だけが倒壊、流亡した場合には、災害復旧の対象となっていないことから、迅速な復旧ができない状況となっています。

このことから、市町や、市町を構成員に含む地域獣害対策協議会が整備した「侵入防止柵」については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)に基づく「農林水産業施設災害復旧事業」の共同利用施設として、補助対象に加え、早期に復旧ができるようにすることが必要です。

紀伊半島大水害による侵入防止柵の被害の状況

市町数	被害距離
6	12,055m



10 大規模災害により被害を受けた水産施設等の復旧等に対する支援メニューの創設・追加

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 定置網について、養殖施設と同様、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害復旧事業の補助対象とされたい。
- 2 災害時にがれき等に含まれるへい死魚類等の処分について、がれき等と同様、漁場復旧対策支援事業の対象とされたい。
- 3 災害に強い水産業の構築に向けて、減災を考慮した養殖施設等のあり方の検討の取組などを支援する制度を創設されたい。

【現状と目標】

本県の水産業は、平成22年のチリ津波、平成23年の東日本大震災及び紀伊半島大水害と、三度にわたり災害に見舞われ、定置網漁業、養殖業で約45億円の被害が発生しました。

本県では、南海トラフを震源とする超巨大地震の発生が危惧されていることから、早急に地域の実情に応じた災害に強い漁業を確立する必要があります。

【本県の取組と課題】

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、養殖施設は災害復旧事業の対象とされていますが、定置網については対象とされていません。

東日本大震災の津波被害に対しては、国において「共同利用漁船等復旧支援対策事業」が実施され、定置網被害も含めた復旧支援が行われましたが、チリ津波、紀伊半島大水害に対しては支援が行われませんでした。

定置網漁業、養殖業は、ともに漁場に施設を常設して操業するため、短時間で移動させることが困難です。このため、津波や台風などの自然災害が発生した場合には、施設が甚大な被害を受けることから、臨時的な措置ではなく、法制度による安定的な支援が必要です。

また、津波等により発生した養殖施設のがれきやへい死魚等は、漁場に漂流・堆積することになりますが、その中のへい死魚は漁場復旧対策支援事業の対象とならないことから、漁業者の負担によりがれき等と仕分ける必要があります。県では東日本大震災時にへい死魚の処分に対して支援しましたが、迅速な復旧を進めるためには、がれき等と一体的に処分するへい死魚について国による支援対象とすることが望まれます。

さらに、本県では、大規模災害の発生に備え、減災対策として養殖施設の構造検討を進めており、こうした取組に対しても国の支援が望まれます。

定置網・養殖施設の被害状況

津波被害			被害を受けた経営体数(延べ)		被害金額(百万円)	
			定置漁業	養殖業	定置網	養殖施設
平成22年2月	チリ津波被害	三重県	4	168	65	41
平成23年3月	東日本大震災被害	三重県	29	913	350	1,260
平成23年9月	紀伊半島大水害被害	三重県	16	43	95	22

県水産資源課調べ

1 1 熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

紀伊半島大水害において、計画規模を上回る洪水が発生した熊野川（相野谷川を含む）について、国において、利水ダムの治水目的での運用や直轄管理区間の拡大を含めた総合的な治水対策を、関係機関と緊密な連携のもと、より一層の推進

【現状と目標】

熊野川は、奈良県、和歌山県、三重県を縦断、熊野灘に注ぐ、日本有数の豪雨地帯を流下する流域面積2,360平方キロメートルの河川です。

その河川管理については、河口から約5kmの区間を国の直轄管理、中下流部では、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。さらに、流域内に主なものだけで11基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株) 国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。

平成23年台風12号に伴う豪雨により、熊野川の下流部で計画規模を大きく上回る洪水が発生し、熊野川本川および支川流域において大規模な浸水被害が発生しました。また、相野谷川流域では、熊野川本川水位の影響を受け、平成19年に完成した輪中堤（天端高9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。

このことから、熊野川流域の三重県、和歌山県、奈良県は、「台風12号による紀伊半島南部の災害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議」（平成23年10月31日）において、熊野川流域にある利水ダムの治水目的での運用と直轄管理区間の拡大を提案したところであり、国において、三県など関係機関と緊密な連携のもと、総合的な治水対策をより一層推進することが必要です。

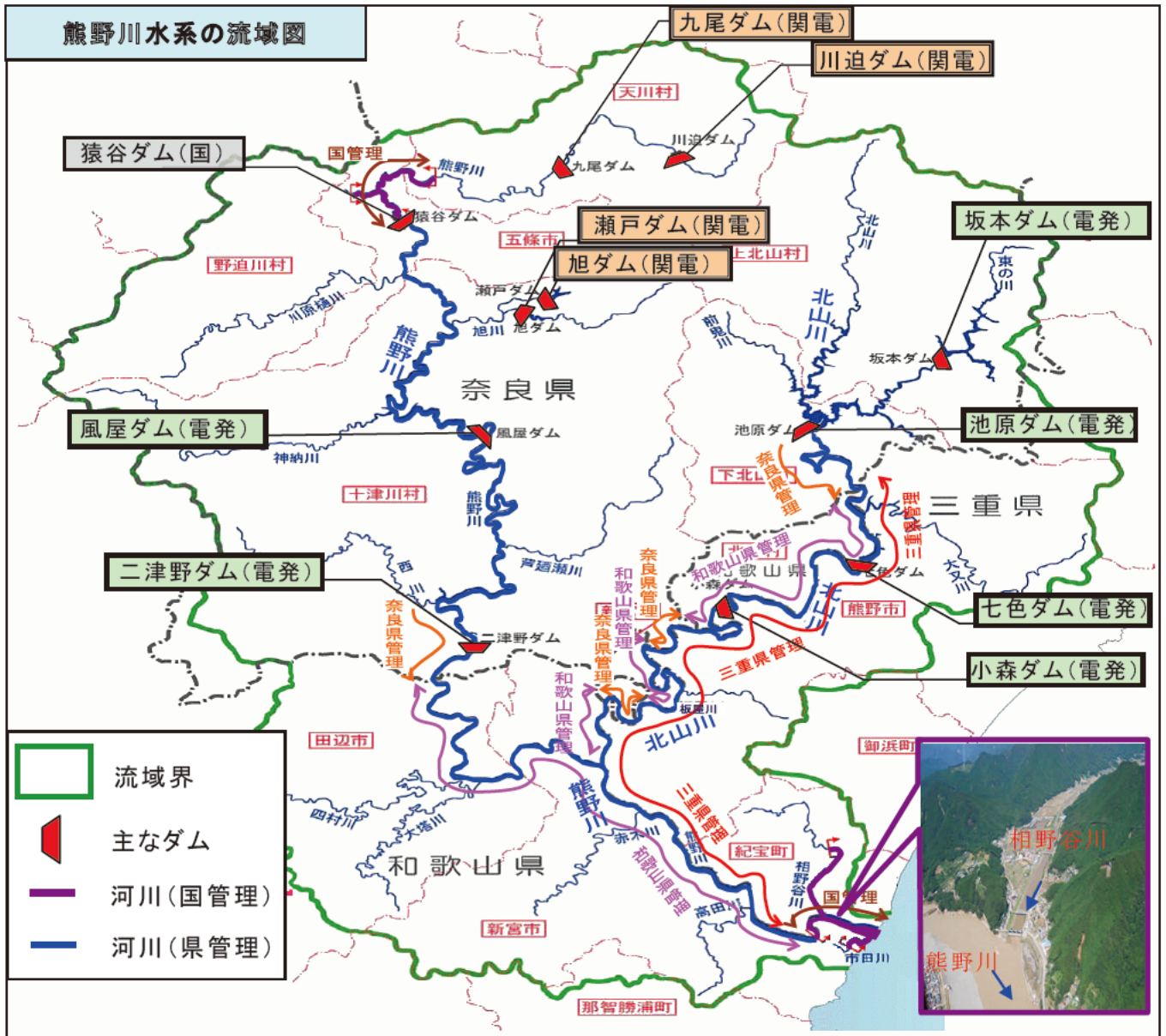
また、熊野川（相野谷川を含む）における災害復旧事業や激甚災害対策特別緊急事業の着実な実施が求められます。

【本県の取組と課題】

熊野川は管理者が複数存在しており、流域全体での治水対策や管理上発生する課題への対応が困難な場合があります。また、技術的・財政的な観点からも国による直轄管理や支援が不可欠な状況となっています。

このようななか、紀伊半島大水害（平成23年台風12号に伴う豪雨）により、熊野川の下流部で計画規模を大きく上回る洪水が発生し、熊野川本川および支川流域において、甚大な被害が発生したことから、国が主導的な立場で、流域全体の管理のあり方を検討することにより、熊野川の直轄管理区間の拡大や利水ダムにおける洪水調整を目的とする弾力的な運用を含めた熊野川の総合的な治水対策を実施していくことが急務となっています。

熊野川水系の利水ダムの治水目的での運用を含めた総合的な治水対策の実施を！



熊野川・相野谷川のはん濫状況



河川基本方針(1.9 万 m^3/s)
を超える洪水により甚大な
被害が発生

- ◎熊野川の浸水被害
- ◎相野谷川輪中堤の浸水被害

三県に跨る流域に11基の
ダムが点在

- ◎11基すべてが利水ダム
(治水機能なし)
- ◎河川・ダム管理者が複数

大規模な河道閉塞と高さ
10mを超える河道内堆砂

- ◎紀伊山系で約1億 m^3 の
土砂崩落が発生

◎ 熊野川水系の総合的な治水対策の実施

- ・ 流域全体の管理のあり方の検討
- ・ 熊野川の直轄管理区間の拡大の検討
- ・ 利水ダムの治水目的での運用に向けた電源開発(株)への指導

1 2 災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進

(内閣府、国土交通省、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 広域に甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐため、ハード・ソフト両面にわたる予防対策予算の安定的な確保
- 2 侵食が著しい七里御浜海岸について、高度な施工技術の導入による国土保全や自然災害の防止、世界遺産の保護の観点から直轄事業化
- 3 台風や局地的大雨等の大規模水害を想定した、国による主要河川氾濫状況シミュレーションの実施

【現状と目標】

昨年（平成23年）は、台風6号、新潟・福島豪雨、紀伊半島大水害（台風12号）、台風15号と、全国各地で大規模な風水害に見舞われました。このように、近年わが国では、広域に被害を及ぼす大型台風の増加、局地的な大雨の発生頻度の増加が懸念される状況にあります。このため、治水・土砂災害・高潮対策として、堤防等の施設整備を着実に進めるとともに、住民の警戒・避難に資する対策を講じていくことにより、地域の安全・安心を確保することが求められています。

23kmにわたって続く七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であるとともに背後地の防護機能も有しています。しかしながら現在は、太平洋の高波により海岸の侵食が著しく進行し砂浜が消失した箇所もあるなど、その資源や機能が脅かされており、これを維持・保全するための取組を行っているところです。

大規模な風水害について、発生後の被害軽減をはかるためには、被害想定や防災対策に関する調査研究が必要です。これまでに、風水害に関する国レベルでの被害想定の実施は、首都圏以外の地域では実施されておらず、今後、国による最新の知見に基づく詳細な被害想定を策定し、国と地域が連携した減災のための取組を推進していくことが求められています。

【本県の取組と課題】

本県では、河川・海岸堤防や砂防・治山施設の整備などとともに、雨量や河川水位等の情報、土砂災害警戒情報の提供など、住民の警戒・避難に資する取組を組み合わせ、地域の安全・安心を確保する対策を進めています。

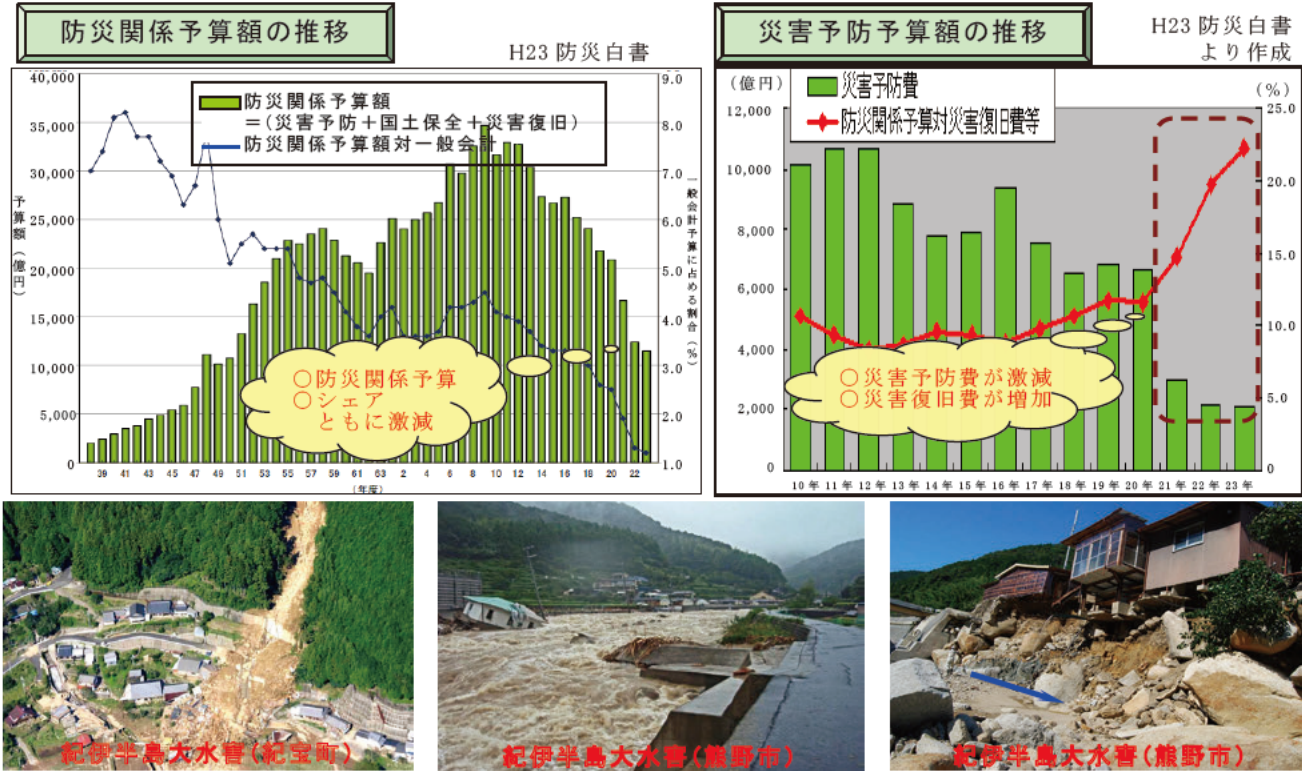
昨今の国における予防対策予算は、災害復旧費が増加する一方で、減少しており、地域におけるハード、ソフトの両面からの予防対策を加速させるためには、その総額を増加させるとともに、安定的に確保することが必要です。

七里御浜海岸では、現在、人工リーフの整備と養浜による面整備に取り組んでいますが、熊野川からの供給土砂が少ない状況のため、その効果は現状維持程度に留まっています。

侵食が著しい七里御浜海岸は、国土の保全、自然災害の防止、世界遺産の保護に加えて熊野川流域における複雑な土砂供給の解析や高度な施工技術、技術監理を要することから直轄事業化することが必要です。

平成23年度に三重県と県内の桑名市、木曾岬町とで、風水害時の広域避難にかかるモデル事業を実施しましたが、大規模台風等の被害想定が未策定のため、広域避難にかかる具体的検討が課題となっています。

甚大な自然災害が著しく増大している中、予防対策予算の安定的な確保を！



高度な施工技術による国土保全などの観点から七里御浜海岸の直轄事業化を！

しちりみはま
七里御浜海岸の侵食状況

昭和39年撮影

現在
砂浜が消失

凡例	
完成	
施工中	
将来計画予定	

国土保全

海岸侵食により国土が失われる恐れがある

世界遺産の保護

熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録

複雑な土砂供給の解析

流域全体の複雑な土砂供給の解析が必要

高度な施工技術

高度な施工技術と技術監理が必要

1 3 自然公園施設の災害復旧制度の創設

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

自然公園施設に関して、災害復旧制度など国による支援制度を創設されたい。

【現状と目標】

自然公園施設については災害復旧制度がなく、また平成17年度以降、国立公園内の整備事業について、国の補助金等の支援制度が廃止されました。

こうした状況のもと、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害では、国立公園内にある県が整備した自然公園施設が大きな被害を受け、この復旧は、環境省直轄事業と県単独事業により行うこととしています。

【本県の取組と課題】

これまでに国立公園内で、環境省所管の補助金を活用し整備した施設が多数あり、平成23年9月の紀伊半島大水害のように、突発的に発生する甚大な被害に対応するには災害復旧制度による国の支援が必要です。

また、災害復旧制度がない状況では、平成16年度以前に整備した自然公園施設の復旧について、その都度、国と協議を行うことが必要であり、予算の確保や迅速な復旧ができないなどの課題があります。

【吉野熊野国立公園 飛雪の滝野営場（紀宝町） 被災状況】



1 4 東日本大震災の災害廃棄物広域処理について

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 災害廃棄物の広域処理に伴う放射線等の安全性に関して、住民の理解が得られるよう十分な情報公開と説明責任を果たすこと。
- 2 災害廃棄物の広域処理に伴い必要となる運搬経費、処理に要する経費及びモニタリング経費（測定機器の整備を含む）に加え、住民の不安を解消するための経費などは全額を国庫負担とすること。
- 3 災害廃棄物の受け入れに伴う、風評被害の未然防止に万全を期すとともに、万一、風評被害が発生した場合は、十分な補償をすること。

【現状と目標】

国は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理を平成26年3月末までに完了することを目標とし、宮城県や岩手県においては仮設焼却炉等で処理が進められていますが、なお400万トンを超える量の広域処理が必要とされていることから、災害廃棄物処理特別措置法等に基づき、全国の地方自治体に受入要請を行っています。

【本県の取組と課題】

平成24年4月20日、県、市長会及び町村会は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理が、被災地の復旧・復興に必要なものであるとの共通認識のもと、災害廃棄物の安全性の確認や住民の不安の払拭などを条件に、対応可能な市町から実状にあった協力をしていくことで合意に至りました。また、同年4月27日には、宮城県、岩手県と安全性の確保に関する役割などの基本的な事項について確認書を締結しました。

今後、災害廃棄物の受入処理の検討を進めるにあたって、広域処理の必要性や放射線等に関する安全性についての住民へのわかり易い説明を行い、一層の理解を進めることが必要です。また、災害廃棄物処理の一連の工程において、きめ細やかな放射線等の測定を行う必要があることなどから、本県では、災害廃棄物処理のガイドラインを策定するなど安全性確保や住民の不安を払拭する取組を行うこととしています。さらに、茶、肉牛、米などの農畜産物への風評被害が懸念されることから、未然防止に万全を期すことが必要です。

このため、国においては、広域処理に伴う放射線等の安全性に関する十分な情報公開や説明を行うとともに、処理費用はもとより住民不安を払拭するためのモニタリング経費等についても全額を国の負担とし、万一、風評被害が発生した場合には十分な補償を行われたい。

15 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 大都市圏、中心都市間におけるネットワークの強化による地域を支える道づくりの推進
 - (1) 新名神高速道路、東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の着実な整備促進
 - (2) 国道1号北勢 BP、国道23号中勢 BP、国道1号桑名東部拡幅などの直轄国道の整備促進
- 2 災害に強いネットワークの確保による命を支える道づくりの推進
 - (1) 紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の着実な整備促進
 - (2) ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化
(大泊IC～すさみIC間の75km 区間の計画段階評価の早期実施)
 - (3) 緊急輸送道路の整備予算確保とハード・ソフト一体となった制度の拡充

【現状と目標】

県内の幹線道路の整備は、道半ばであり、本県の北・中部地域では、東名阪自動車道、国道1号・23号などで交通渋滞が多発し、県民生活や経済活動に大きな支障を来たしています。

このため、集積する産業や魅力溢れる観光など、地域の成長力を支える基盤として、これら活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消等に資する幹線道路とこれらにアクセスする道路の整備が求められています。

わが国有数の多雨地帯である紀伊山地に位置する本県の南部地域では、集中豪雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな支障を来たしています。

このため、甚大な被害が発生した場合の救助・救援活動や復興支援の基盤となる「命の道」として、高速道路や緊急輸送道路の整備等が求められています。

【本県の取組と課題】

本県として、北・中部地域においては、地域の成長力を支えるうえで、

- ・中部圏と近畿圏を結ぶ大動脈として新名神高速道路の着実な整備促進
- ・中京圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の着実な整備促進
- ・国道1号北勢BP、桑名東部拡幅や国道23号中勢BP等の整備促進

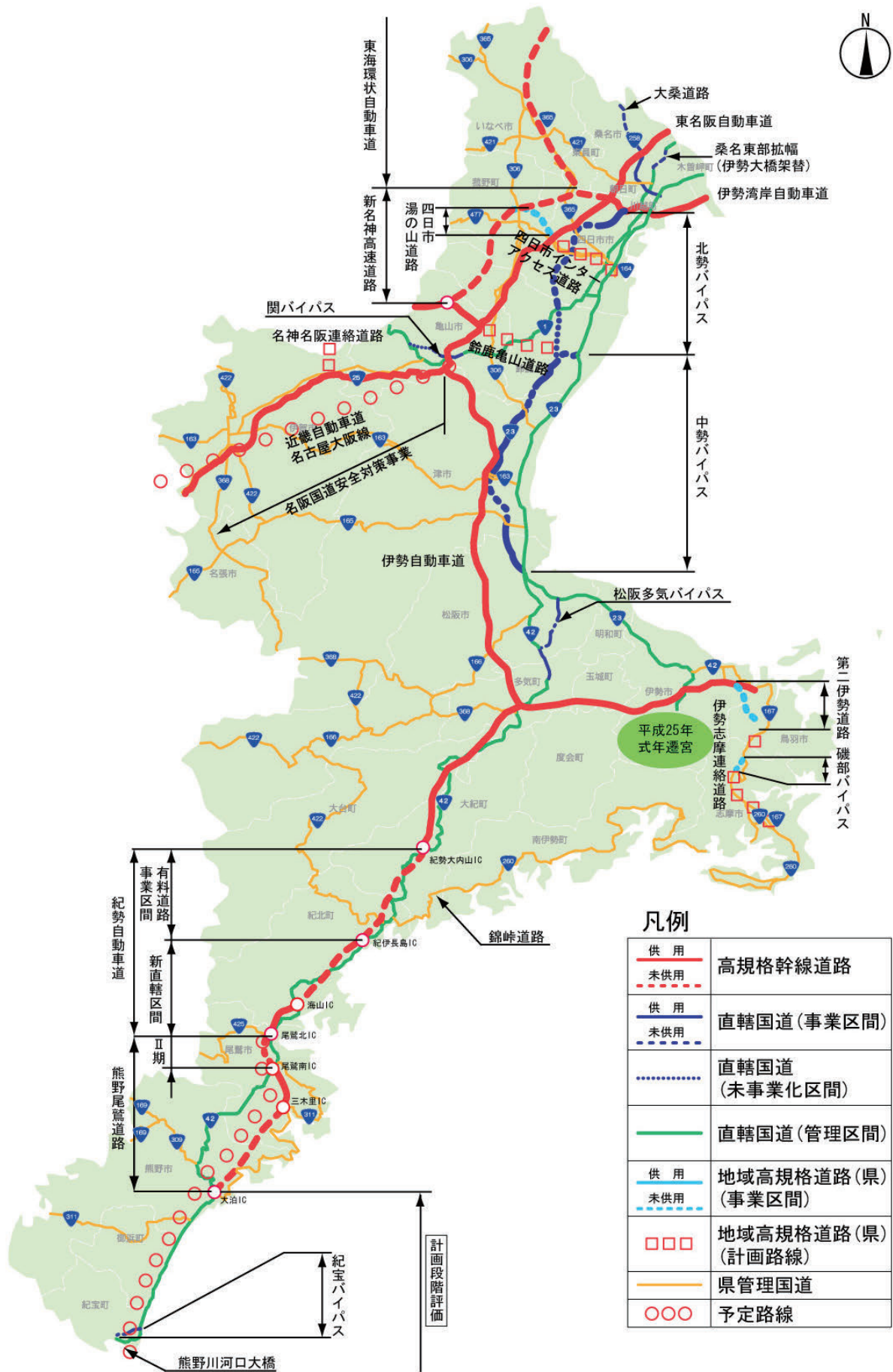
など、大都市や中心都市間相互のネットワークの強化が課題です。

東海・東南海・南海地震など大規模地震や台風、豪雨等による災害が危惧されている地域においては、命を支える道路として、

- ・紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の着実な整備促進
- ・ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化

など、災害に強いネットワーク機能の早期確保が課題です。また、緊急輸送道路である県管理道路の整備予算の確保と、避難路の設置や避難情報の提供など、ハード・ソフト面での防災機能の付加が可能となる制度拡充が必要です。

幹線道路網の整備促進



凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	
供用	直轄国道(事業区間)
未供用	
	直轄国道(未事業化区間)
	直轄国道(管理区間)
供用	地域高規格道路(県事業区間)
未供用	
□□□	地域高規格道路(県計画路線)
	県管理国道
○○○	予定路線

新名神高速道路の整備促進



<亀山JCT付近のり面災害>
 ・規制区間: 亀山JCT～鈴鹿IC間
 ・規制原因: 多雨による切土法面崩落

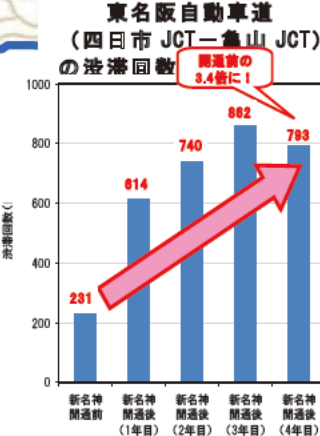
2010年5月23日 23時20分 切土のり面崩落
 上り 通行止め 16.5時間

30～40mにわたり崩落
 300m³の土砂が流出

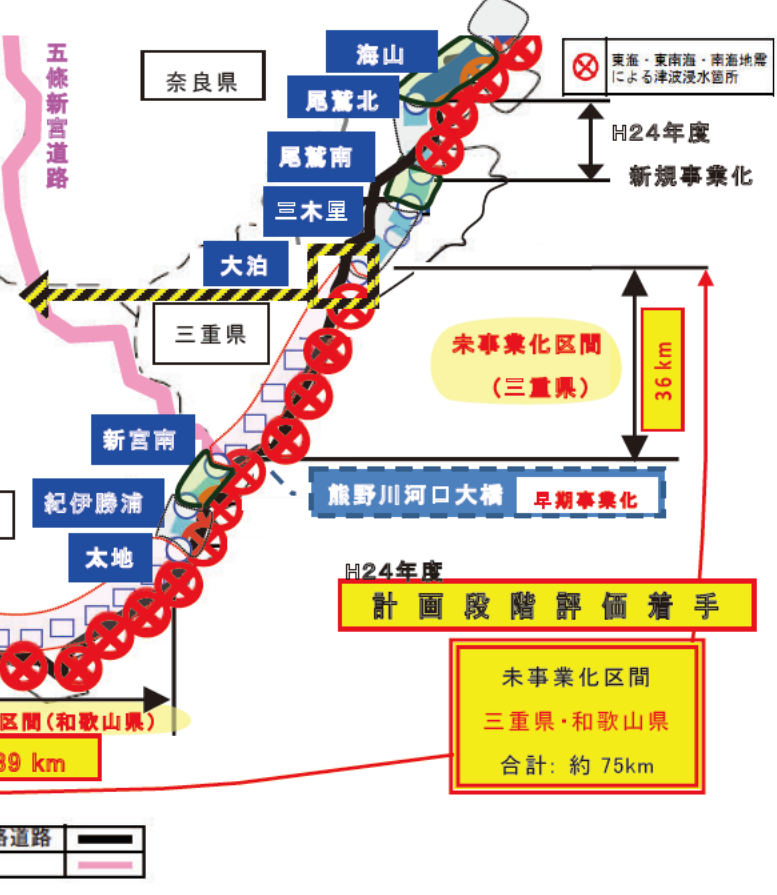
東名阪自動車道の慢性的な渋滞

高速道路としての機能不全
ミッシングリンク!

新名神高速道路
 (四日市JCT-亀山西JCT)
早期整備促進!



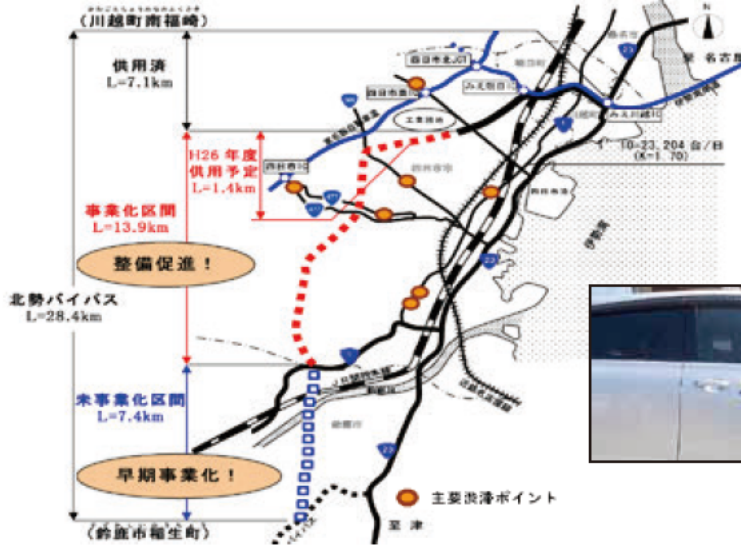
紀伊半島の「新たな命の道」の整備促進によるミッシングリンクの解消 ～大規模災害に備えたアンカールートの整備～



高規格幹線道路	
	A路線 A'路線 B路線
低用法	— — —
事業中	— — —
未事業化	□ □ □

A路線: 高速自動車国道
 A'路線: 併走する一般国道自動車専用道路
 B路線: 一般国道自動車専用道路

国道1号 北勢バイパスの整備促進と未事業化区間の早期事業化



四日市市自治会連合会、鈴鹿市自治会連合会、
四日市商工会議所が集めた『北勢バイパスの早期
完成を求める署名』合計数

126,430名

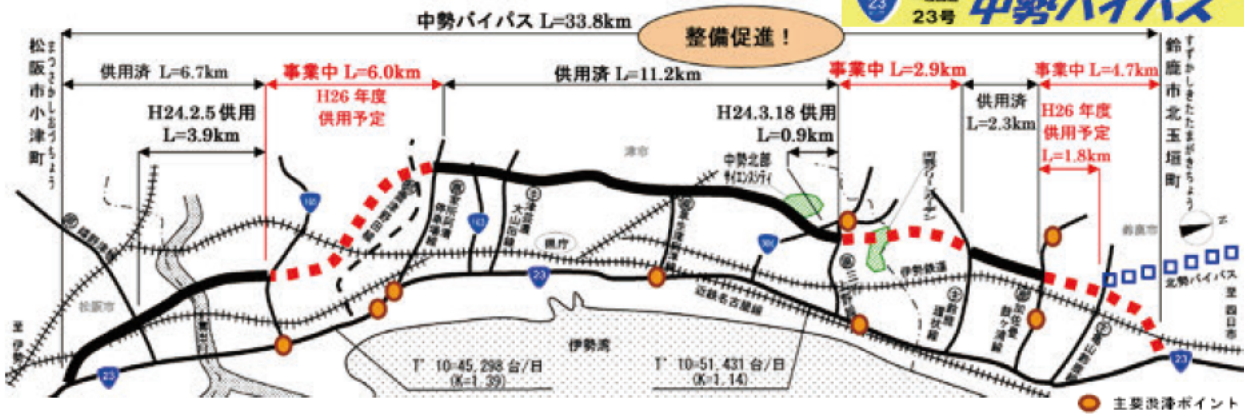
(平成22年8月に国土交通省へ提出)

市民・経済界・行政ともに、国道1号北勢バイ
パスの早期完成を強く望んでいます!

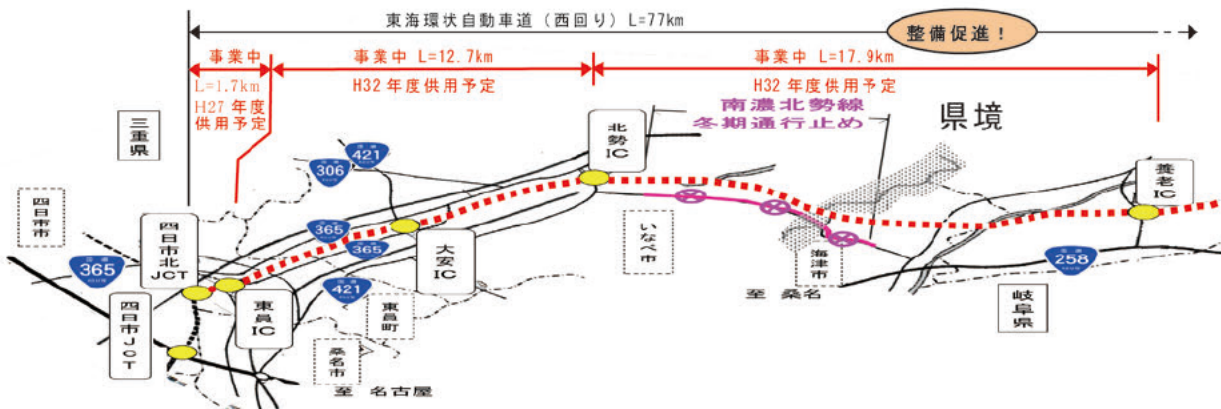


建設促進ステッカー

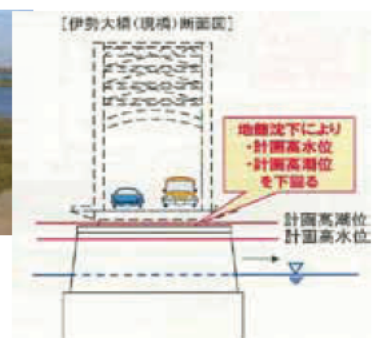
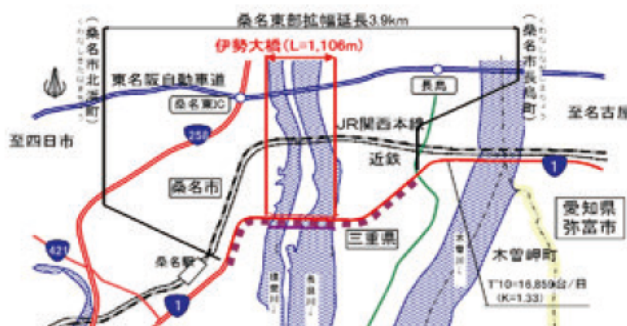
国道23号 中勢バイパスの整備促進



東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の整備促進



国道1号 桑名東部拡幅（伊勢大橋架け替え）の整備促進



今年で**78歳!**
*1934年(昭和9年竣工)

16 沿岸部・離島でのスマート・コミュニティ推進のための支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 小規模地域コミュニティをフィールドとしたスマートグリッド^{※1}について、その構築に向けた可能性調査から実証試験、実用化までを一貫して推進する産学官連携の取組に対する財政支援措置を創設されたい。
- 2 地震や台風などの自然災害に備えたエネルギーの備蓄や再生エネルギーを活用したエネルギーの自給自足などの防災型スマート・コミュニティ^{※2}を実現するための調査、設備の研究開発、実証試験に対する財政支援措置を創設されたい。
- 3 新たなサービス産業の醸成につなげるため、固有の文化や観光資源を有する離島や沿岸部の地域の実情に沿ったスマートグリッドの活用による新たな社会システムの検討から実証試験に対する財政支援措置を創設されたい。

【現状と目標】

スマートグリッドの実証試験は横浜などの大都市（4地域）を中心とした大規模な実証試験となっており、わが国の離島や沿岸部など小規模地域コミュニティへの導入に向けた検証が十分ではありません。

わが国、特に、離島をはじめとする沿岸部は、震災、台風の影響を受けやすく、津波等の震災（南海トラフを震源とする超巨大地震）により電力等のインフラに甚大な影響が生じる恐れがあります。

本県では、これらを踏まえ、災害に強いエネルギーインフラを備えた離島や沿岸部などのスマート・コミュニティの構築を目指します。

【本県の取組と課題】

本県では、地域から日本経済を支え、リードしていくための「みえ産業振興戦略」を検討していますが、その検討会議でも、離島でのスマート・コミュニティの構築や沿岸部などでの塩害対応型ソーラーシステムの構築という提案があったことから、現在、それぞれのタスクフォースでプロジェクト化に向けた検討を進めているところです。

小規模地域コミュニティへの再生可能エネルギーの導入に対しては、多くの需要家を抱えた都市部に比べ、需給バランスの安定化や電力品質の維持などの課題があり、これらの地域の実情に沿ったスマートグリッドの導入に取り組む必要があります。また、省エネルギー化を進めるため、配電網の直流化などの可能性調査や実証試験、実用化に向けた取組を検討していきます。

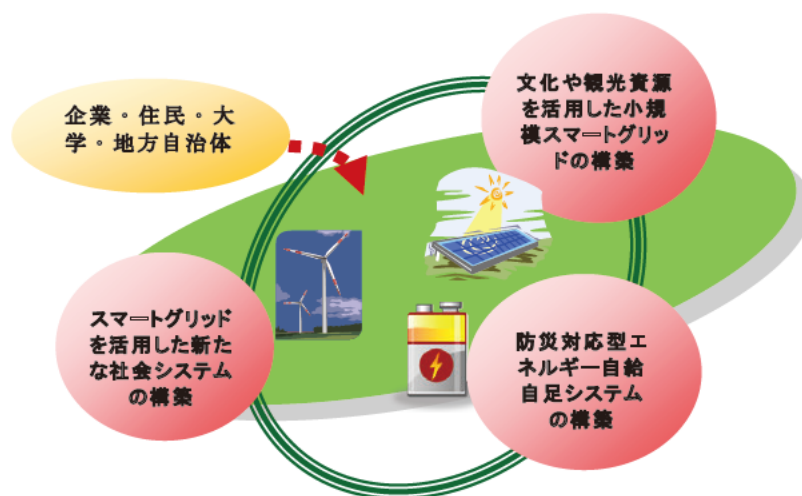
また、地震や津波などによる被災が予想される沿岸部や離島などには、防災に強いエネルギーインフラを備えた次世代エネルギー・社会システム^{※3}の導入が求められています。

そのため、太陽光発電などにより発電した電力を2次電池への蓄電や電動自転車などに充電し、非常時にはこれらの電力を照明や通信用電源として活用することや、軽油等の備蓄管理などの地域エネルギーマネジメントシステムを研究開発し、さらに、システムのメンテナンスなどの仕組みを検討し、海水による塩害などの耐久試験など実証試験を通じて、災害に強いエネルギーインフラ整備を目指します。

併せて、レジャー資源化（魅力ある観光資源の創出）やスマート漁港の推進

などに取り組み、「クリーンエネルギーのまち」としてのイメージを付加するなど、新たな観光地モデル（リピート型観光交流）を構築し、地域活性化につながる取組を進めていきます。

- ※1 スマートグリッド（次世代送電網）：情報通信技術（ICT）を用いて、電力の流れを最適制御することで省エネルギーを実現する送電網
- ※2 スマート・コミュニティ：電力、熱、医療、情報などのインフラの統合的な管理・最適制御を実現した次世代のコミュニティ
- ※3 次世代エネルギー・社会システム：再生可能エネルギーが大量導入されても、現在の電力システムの安定的な供給と品質の確保を維持できるような、より強靱なシステム



スマートアイランド構想イメージ図

（参考）100%自然エネルギー（デンマーク・サムソ島）

- ・サムソ島における新エネルギーの取組は、政府の「新エネルギー島プロジェクト」への応募をきっかけとしてEUの「再生可能エネルギー100%を目指すコミュニティ」への選出を通じて進められてきました。
- ・電力固定料金買取制度により、風力発電事業や分散型熱電併給システムへの導入による電気料金低減などの住民へのメリットが生じました。
- ・環境・エネルギー面での取組により、地場産品への「安心・安全」といったイメージが付加され、世界的な地域ブランドであるサムソ島チーズのブランドイメージがさらに向上しました。
- ・また、新エネルギーの視察が増加し、観光産業に経済効果をもたらすとともに、来訪者に対するサービス産業の創造や、島の観光交流インフラの改善につながりました。
- ・新エネルギーへの対応による環境志向の観光地づくりが自らの事業環境や競争力を高めるなど、島民の環境意識が向上し、島の環境・エネルギーと持続可能性についてボランティアなガイダンスを行うなどの活動が住民の手で実施されています。
- ・また、イノベーション・フィールドとして、産学官が一体となって「自然エネルギーの島」のビジョンを共有し、推進する持続的な運営体制が出来上がっています。
- ・さらに、大規模投資ができない地域特性を逆手にとり、地域資源を有効活用して、例えば「グリーンツーリズム」のプログラムなどの新たな取組が進んでいます。

参考）平成16年度新エネルギー等導入促進基礎調査（財団法人社会経済生産性本部）資料

<プロジェクト事例>

100%自然エネルギー（デンマーク・サムソ島）

デンマークのサムソ島は、人口4,300人、面積114km²の小さな島で、主な産業は農業と観光でした。

エネルギー自給率は、かつては4%でしたが、1998年から10年かけて、自然エネルギー100%の島になり、今では自然エネルギーが主な産業のひとつになっています。

島の企業、農業協同組合や自治体などが関わって、自然エネルギーを開発し、島民たちが出資しています。風力発電所は、陸上に11基、洋上に10基が設置され、島民が所有しています。余剰の電気は売って、島民の収益になります。

また、バイオマス（麦わら）をボイラーで温熱にも利用しており、2,000軒以上の家がこの温熱を給湯や冷暖房に利用しています。

この島はラムサール条約に登録されている野鳥の楽園ですが、住民の話し合いで風力発電とうまく共存しています。

このように、地域の人々がエネルギーを所有し管理する「地域オーナーシップ」は自然エネルギーを地域で普及させるのに欠かせません。



陸上風力



バイオマス熱供給



洋上風力



太陽光発電

(図、写真は認定NPO法人環境エネルギー政策研究所 資料より引用)

1 7 離島における定住条件の整備に係る支援

(国土交通省、総務省、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 平成24年度に期限を迎える離島振興法について、離島地域における厳しい状況を踏まえ、延長すること。
- 2 離島にいきいきと住み続けられる環境を整備するため、幅広く活用できる「交付金」を創設すること。

【現状と目標】

本県では、志摩諸島〔神島、答志島、菅島、坂手島（以上鳥羽市）、渡鹿野島、間崎島（以上志摩市）〕が離島振興法第2条に規定する離島振興対策地域に指定されています。

これまで、「三重県離島振興計画」に基づき、離島地域の自立的発展を促進する取組を実施してきましたが、離島地域における人口減少、高齢化、産業の衰退は深刻な状況にあります。

引き続き、生活環境面での本土との格差是正に努めるとともに、離島が抱える諸課題解決のための取組、自然条件を生かした産業振興の取組などを実施し、人がいきいきと住み続けられる条件を整備していくこととしています。

【本県の取組と課題】

本県では、離島地域の自立的発展を促進するため、漁港整備や観光振興などの取組を進めてきましたが、引き続き離島振興に取り組むため、離島振興法の延長が必要です。

また、漂流漂着ごみ、津波防災、医師不足などさまざまな課題を解決するとともに産業の振興、地域の活性化を図るため、ハードとソフトの両面からの取組が必要であり、地域の実情に応じて幅広く活用できる「交付金」の創設が必要です。



神島



答志島



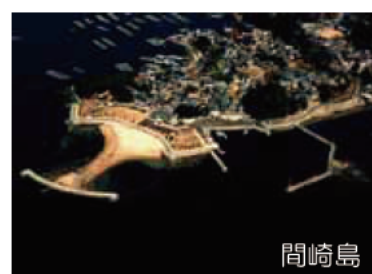
菅島



坂手島



渡鹿野島



間崎島

1 8 海岸漂着物対策の推進

(環境省、国土交通省、農林水産省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 伊勢湾の離島など大量の漂着物が堆積する海岸では、回収・処理に要する経費について、海岸漂着物処理推進法に規定している「必要な財政上の措置」が十分なされていないことから、交付金等の財政支援制度の創設及び特別交付税措置の拡充
- 2 海岸漂着物の発生抑制対策として、流域圏の河川等において民間団体等が一定規模以上のごみの清掃や散乱防止対策等を行う取組に対する財政支援措置の創設
- 3 環境省の平成24年度事業である「漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業」における海岸漂着物、漂流・海底ごみの発生状況、原因究明等について、伊勢湾をモデルとした調査の実施

【現状と目標】

伊勢湾の離島その他の海岸には、海岸管理者やボランティアでは処理しきれないほどの海岸漂着物（年間約8千トン）が漂着しており、海岸景観や自然環境に悪影響を及ぼしています。特に伊勢湾の湾口部に位置する鳥羽市答志島は、県内だけでなく伊勢湾流域圏から大量の漂着物が打ち上げられ、養殖漁業等への影響もあり、地元漁業者等も対応に苦慮している状況です。

伊勢湾は豊穡の海であり、その変化に富んだ海岸線は身近な自然環境として生活に豊かさを与えてくれるものでした。しかし、プラスチック容器などのごみの散乱により、海岸景観は大きく損なわれています。

本県では、伊勢湾流域圏の自治体とも連携した対策の実施により、美しい海岸環境を保全し、伊勢湾の再生をめざしています。

【本県の取組と課題】

本県では、海水浴場、観光地といった海岸利用を考慮した清掃を実施していますが、その範囲は600km を超える自然海岸の一部に限られています。ボランティアの方々による海岸清掃等も各地で行われていますが、一度きれいにした海岸も短期間で元に戻ってしまうことから、問題の解消には至っていません。

平成23年度までは地域グリーンニューディール基金を活用した回収・処理が可能でしたが、日常的に大量の海岸漂着物が堆積する伊勢湾の離島などでは、今後の処理が大きな課題となっています。

一方、海岸漂着物の削減には発生抑制が重要であることから、愛知県、岐阜県、名古屋市と三県一市検討会を設置し、流域圏での清掃活動等を推進していますが、財政支援がないため活動の拡大が困難な状況です。

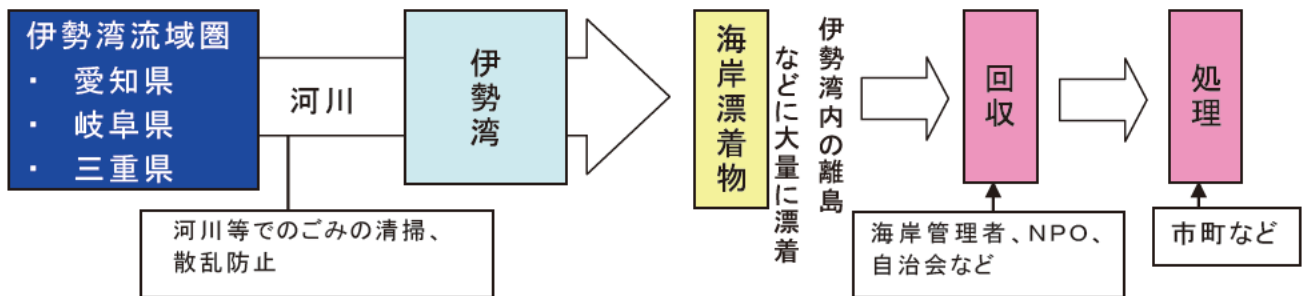
また、流域圏で発生抑制に取り組むには、海岸漂着物の発生原因等の究明も必要です。

三重県(答志島)における海岸漂着物の現状



流木や灌木に混じってペットボトル等の生活ごみや大型フロート等が漂着。離島であることから、回収・処理に大きな負担が生じる。

海岸漂着物の発生から回収・処理に至る流れ



【参考】

海岸漂着物の発生量及び回収・処理に要する費用の試算

1年間に伊勢湾沿岸に漂着するごみの量(推計) 約12千t/年

うち伊勢湾流域由来 約11千t/年

うち三重県海岸部への漂着量 約8千t/年(これを処理した場合の費用 約2.4億円※) ※全量を一般廃棄物とし、収集・処分費用を3万円/tとした。

海岸漂着物処理推進法

第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

19 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、以下のことについて、国レベルでの制度改革を行うこと。

- 1 卒後臨床研修制度においては、医師数の過不足の状況等を踏まえ、都道府県ごとの定員設定を行うなどの制度の見直し
- 2 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科における医師の定数など、医師の計画的な配置がなされるためのルール設定

【現状と目標】

三重県における病院に勤務する医師数は、人口10万人あたりの人数が112人であり、全国平均の141人よりも約30人少なくなっています(全国44位)。さらに、伊賀地域では52人、東紀州地域では65人となっており、医師の地域偏在が顕著で、救急医療体制の維持も非常に困難な状況となっています。

また、診療科による偏在もあり、県全域での人口10万人あたり医師数は、小児科が全国39位、外科が全国41位、麻酔科に至っては全国46位となっています。

このため、今後、医師の不足・偏在の解消をめざして、減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保・定着に向けた仕組みづくり等に取り組み、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の維持・確保を行っていきます。

【本県の取組と課題】

本県では、今後、医師の不足・偏在の解消に向けて、国の地域医療支援センター運営事業補助金を活用して「三重県地域医療支援センター」を設置し、県内医療機関での勤務の増加が見込まれる医師修学資金貸与医師や三重大学医学部地域卒卒業医師等を対象に、医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等を進めることとしています。

しかしながら、医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、こうした都道府県レベルの取組だけでは困難です。

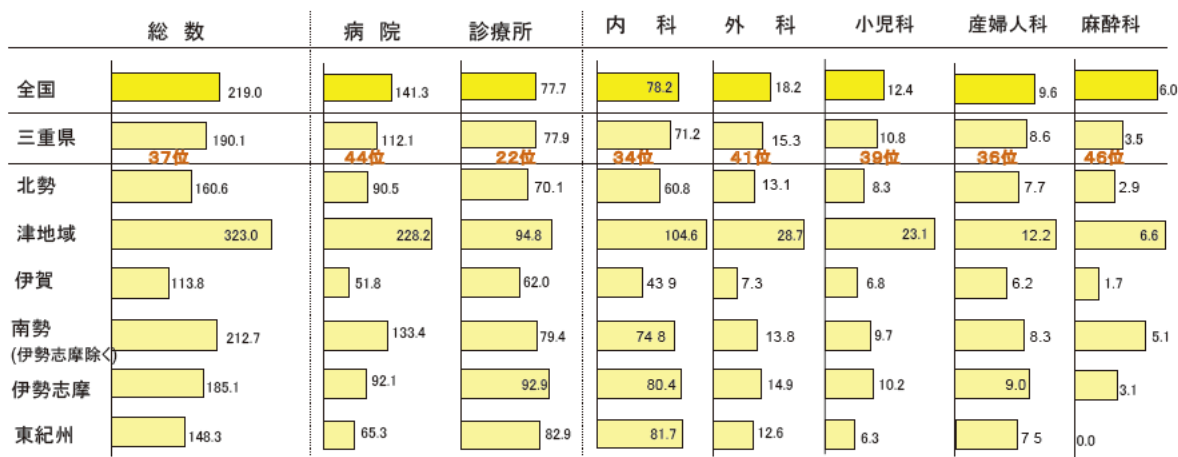
現在、初期研修医の募集定員については、都道府県ごとに上限設定が設けられていますが、首都圏などの人口集中地域の自治体においては定員を削減するなど、より地域偏在の解消に資する定員設定を行っていく必要があります。

さらに、地域や診療科の偏在を防止するため、地域や診療科ごとに医師の定員を設けるなど、諸外国の制度等も参考に大胆かつ抜本的な制度の見直しが必要です。

【資料 1】 三重県内の医師数等の状況（平成 22 年末現在）

三重県内の医師数について

- 三重県では、人口10万人あたりの医師数が全国平均より少ない(都道府県順位 37位)。
- 全国平均との差は診療所よりも病院の方が大きい(都道府県順位 病院44位、診療所22位)。
- 病院では、伊賀、東紀州、北勢、伊勢志摩地域の順に医師数が少ない。他方、診療所については、伊賀、北勢地域以外は、医師数が全国平均を上回っている。
- 診療科別でも、外科、小児科、麻酔科の全国順位は、順に41位、39位、46位となっている。



※いずれも人口10万人あたりの医師数(厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成22年末))
 ※総数は、病院及び診療所医師の合計

【資料 2】 病院等における必要医師数実態調査結果（平成 22 年 6 月 1 日現在）

	現員医師数 A (人)	必要求人 医師数 B (人)	倍率 (A+B)/A	(参考)必要 医師数 C (人)	倍率 (A+C)/A
全国	167,063	18,288	1.11	24,033	1.14
三重県	1,982	312	1.16	400	1.2

(出典：厚生労働省必要医師数実態調査)

【資料 3】 諸外国の例

国名	地域・診療科の選択、開業の自由度等
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ●病院勤務医は国家公務員 ●一般家庭医の開業は、偏在を防ぐため、地方機関が目標を設定して調整
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ●保険医(開業医)の開業を規制 ●保険医需要計画に基づく、地域、診療科ごとの定員あり
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ●研修医には、全国試験に基づく「地域・診療科枠」あり ●開業医を、診療費の請求を協約料金に限定するものと、協約料金以上の請求ができるものに区分
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ●専門医制度における資格の取得で診療科間の医師数を調整
日本	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・診療科の選択や開業は自由

(出典：財務省資料(平成21年5月18日財政構造改革部会提出)より抜粋)

20 「もうかる農林水産業」の実現に向けたイノベーション創出のための制度の創設

(農林水産省、内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

「もうかる農林水産業」の実現に向け、

- 1 地域資源を活用した新たな商品づくり等の取組が自律的に行われ、地域に定着する環境をつくるため、地方自治体が進める異業種や産学官のさまざまな主体による商品開発プロジェクトの創出やそのネットワーク化を支援する制度を創設されたい。
- 2 6次産業化に関する国の支援制度について、地方自治体においても活用できる仕組みとされたい。また、生産者のスタートアップを支援するメニューの新設や、複数の支援メニューを総合的に組み合わせ申請し、採択される制度とされたい。
- 3 農林漁業成長産業化ファンドを農林漁業者が活用しやすくなるよう、地域ファンドの支援対象となる6次産業化事業体について、農林漁業者の出資割合の要件（25%以上）を設けず、農林漁業者とパートナー企業が共同出資することのみを要件とされたい。

【現状と目標】

本県の農林水産業は、従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、グローバル化の進展、生産物価格の低迷など厳しい状況に置かれており、農林水産業の活力低下が懸念されています。

また、国民の価値観やライフスタイルの変化、急速な少子高齢化などを背景に、消費者や食品産業事業者等が求める県産品を流通・販売から消費までを考えて企画・生産する取組が求められています。

農林水産業が環境の変化に的確に対応していくためには、単に素材を供給するだけでなく、消費者の多様なニーズに応えるとともに、ニーズを先取りした新たな価値を創出していくことなどで、収益力の高い農林水産業を構築していくことが重要です。

このため、本県では、県の強みである「食」の魅力を生かして「もうかる農林水産業」の展開を図る「みえフードイノベーション」の推進に取り組むこととしています。

【本県の取組と課題】

「みえフードイノベーション」では、農林水産物の生産者、食品加工や流通関係の事業者のほか、ものづくり企業や金融機関など、第一次産業から第三次産業にまたがる多様な事業者に加え、大学や研究機関、市町、県などにより、商品やサービスを革新的に生み出し、自律的に事業活動が県内全域で展開され、発展していく環境づくりを進めていきます。

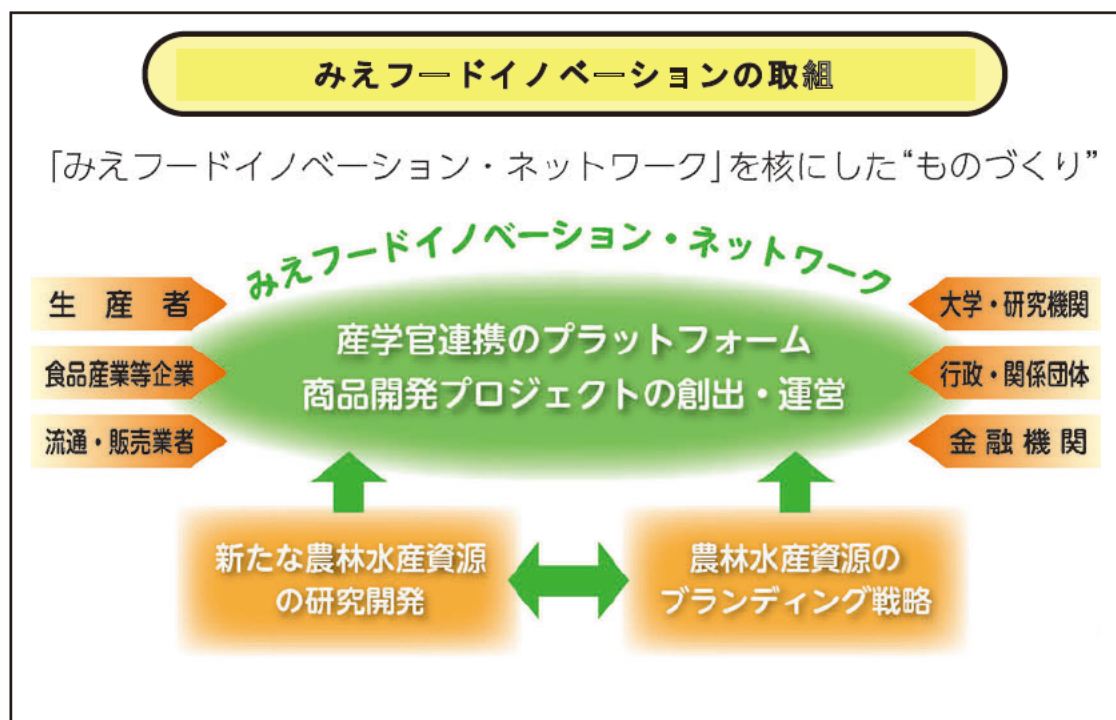
具体的には、商品化につながる新たなプロジェクトを数多く立ち上げるとともに、異業種によるネットワーク化を促進し、商品の魅力だけでなく、生産者の思いなども伝える情報発信力（営業活動）等を加えることで、6次産業化をさらに発展・進化させたいと考えています。

こうした取組を効果的に進めていくためには、地方が地域の課題を踏まえた商品開発プロジェクトの創出などの取組を積極的に展開することが不可欠であり、地方自治体の意欲と工夫を引き出し、生かしていく支援制度の構築が望まれます。

国におかれても「産業連携ネットワーク」の構築などにより農林水産業の成長産業化をめざしていますが、地方自治体の取組と連携させることによって各地で意欲ある事業者等の掘り起しと、多様な知恵の結集が促進され、国全体で相互連携による重層的な取組に発展させることが可能ではないかと考えます。

また、国においては、6次産業化法に基づき、生産者の起業などさまざまな支援メニューを強化していますが、国による直接採択方式の事業が多く、地方自治体が効果的に活用できる仕組みとなっておりません。さらには、個々の生産者が商品開発をめざす場合、素材の成分検査や試作など初期段階の負担を軽減する制度が十分でないことや、支援メニューが細分化され総合的に採択される仕組みとなっていないことなど、商品開発の取組がさらに促進される制度への改善が望まれます。

さらに、新たに措置される農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用していきたいと考えていますが、地域ファンドからの支援対象となる6次産業化事業体については、農林漁業者が主たる経営者として25%以上を出資することが求められるなど厳しい要件が課されています。農林漁業者には他業種の事業者と比べ資金力に乏しい経営体が多いことから、当該ファンドの活用が円滑に行われるよう、6次産業化事業体の資本構成要件の緩和が望まれます。



2 1 「みえライフイノベーション総合特区」の指定と規制緩和の実施等

(内閣官房、内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

画期的な医薬品等の創出や県内経済の活性化につながる「みえライフイノベーション総合特区」の指定及び指定後の財政的支援、並びに医療機器製造販売業等の責任者の資格要件の緩和や法人税率の減免などの措置を実現すること。

【現状と目標】

三重県では、医療・健康・福祉産業を戦略的に振興することにより、地域経済を担う新たなリーディング産業の創出と集積を図るとともに、医療・健康・福祉に関連した質の高い製品・サービスを供給できる地域づくりをめざして、平成14年度から産学官民が連携して、「みえメディカルバレー構想」の実現に取り組んでいます。

これまでの10年間の取組により、三重大学をはじめとする県内の高等教育機関や中小企業、行政との産学官民連携の体制の構築、県内の123医療機関で構成する治験を受け入れる体制(みえ治験医療ネットワーク)の構築、企業立地・異業種からの参入(平成14年度から22年度の9年間で60事業者)、共同研究による製品化・特許出願(9年間で85件)、海外地域との交流などの成果が出ています。

今後はこれまでに構築された産業振興基盤をさらに充実・拡大するとともに、「みえライフイノベーションの推進^{※1}」を「みえメディカルバレー構想」の重点的取組として、県民の健康と福祉の向上に繋がる画期的な医薬品や医療機器等が継続的に創出される仕組みを構築し、県内経済の活性化をめざしていきます。

【本県の取組と課題】

「みえライフイノベーションの推進」に重点的に取り組んでいくためには、県内の中小企業等を中心とした既存産業の技術力や製品開発力の向上、プロジェクトを効果的に推進する人材の確保・育成等が必要です。

県北部に集積しているものづくり企業は自動車産業の下支えとしての役割を担ってきましたが、リーマンショック以降の事業環境の変化により、新たな分野として医療・健康・福祉分野への進出を模索しています。

このため、新たな分野への進出をめざす企業の力を結集し、これまでの取組をさらに加速度的に推進するため、平成24年3月29日に「みえライフイノベーション総合特区」を申請したところです。

今後、「みえメディカルバレー構想」の取組をさらに強化していくには、本取組への財政的支援及び医療機器製造販売業等における各種責任者の資格要件の緩和や法人税率の減免などの措置が必要です。

※1 ライフイノベーションとは、医療・健康・福祉分野で新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、本県においては「みえライフイノベーションの推進」として、医療・健康・福祉分野の産学官民連携の基盤を活用し、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすこととしています。

2.2 国内企業の国際競争力の強化

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 国内企業の国際競争力を強化するため、企業立地促進法に基づき策定した基本計画による中小規模の投資を促進する地方自治体の補助金に対する交付税措置や、補助金を非課税とする税制優遇措置などの制度の創設
- 2 企業の国内への立地を促進するため、工場敷地内に太陽光発電施設を設置する場合、当該施設面積を敷地面積から除外できるなど、工場立地法の規制の緩和

【現状と目標】

企業の国際競争力を高めるためには、新興国の技術力の向上に対抗し、新たな研究開発や製造技術を磨き上げるなど、製品の高付加価値化を図る必要があります。そのための新たな投資を支援していくことが重要であると考えています。

一方、中小企業が国内へ留まり操業を継続するためには、規制緩和を進めていく必要があります。その一例として、工場立地法の規制を緩和し、生産施設の増設に加え太陽光発電施設の設置が併せて出来る投資環境を整えることは、生産施設やクリーンエネルギー投資に係るコスト低減に結びつくものであり、競争力強化の一助となるものと考えています。

こうした投資環境の整備は、大手企業のニーズに応えられ、世界で競い合える高い技術力を有する中小企業の育成とともに、その技術力を活かした国際競争力の高い大手企業とのパートナーシップを促すものであり、強じんて多様な産業構造の構築に資するものと考えています。

【本県の取組と課題】

県内中小企業への支援については、県独自の緊急経済対策として平成21年度から3年間にわたり、中小規模の投資に対して支援を行ってきました。

現在、地域から日本経済を支え、リードしていくための「みえ産業振興戦略」を検討していますが、その検討会議でも、企業規模にかかわらず、技術力のある有望な企業を支援することが国内産業そのものを活性化するという意見が出されています。

本県としても、日本のものづくりを支える企業への支援を強化していきたいと考えていますが、特に、中小企業の製品の高付加価値化を図るためには、中小規模の設備投資に対しても効果的な支援を行っていく必要があります。

また、本県では、策定中の「クリーンエネルギーバレー構想」により、環境・エネルギー分野における、企業の既存技術やネットワークを活用したプロジェクトによる関連産業の集積と育成を図りたいと考えています。

さらに、工場立地法における緑地面積地率についても、地域準則を定め軽減を図っている中、国内企業の国際競争力を更に強化するため、太陽光発電施設の敷地内への設置促進などが可能な規制緩和が望まれています。

2 3 放射性物質検査費用の早期賠償等に向けた東京電力への指導

(農林水産省、文部科学省、経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

放射性物質の影響に関し、畜産農家等に生じた被害に対して迅速かつ適切に損害賠償を行うとともに、県産牛の全頭検査に対する損害賠償の考え方を早急に示し、適切に賠償するよう、東京電力への指導を徹底されたい。

【現状と目標】

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する、汚染稲わらを導入することとなった農家や汚染された牛肉を取り扱うこととなった流通販売事業者の直接的な損害や、牛肉関係事業者全体における風評損害、さらには、牛肉の安全性の確保と県産牛のブランドイメージの回復に向け地方自治体等が行っている全頭検査の費用等に対して、東京電力には、迅速な賠償を行う責任があります。

昨年8月には、国の「原子力損害賠償紛争審査会」から「原子力損害の範囲の判定に関する中間指針」や、東京電力から「補償基準」等が公表され、9月末頃からは、農業者をはじめ事業者等の損害賠償請求の受付が開始されていますが、その賠償の支払いは一部に留まっています。

また、「中間指針」では、地方自治体が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、賠償の対象とすることが示されていますが、「補償基準」では地方自治体からの損害賠償請求の方法については別途示すこととされ、現時点においても未だ示されていません。

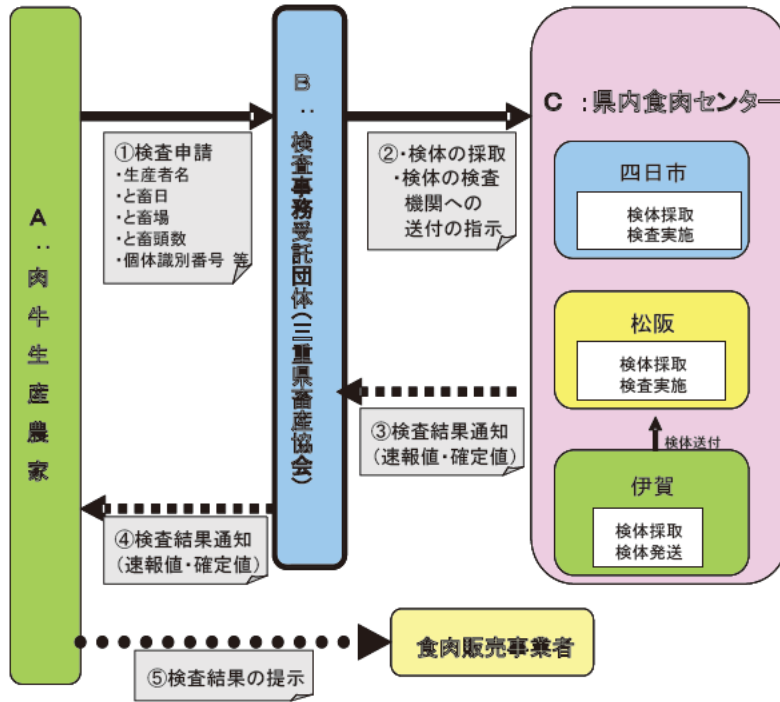
【本県の取組と課題】

本県では、放射性セシウムを含む牛肉や稲わらが県内に流通するとともに、汚染稲わらを導入することとなった農家の出荷遅延による直接的な損害が発生しています。

このため、県産牛肉に対する消費者の信頼の回復や、畜産農家や食肉流通・販売事業者等の経営安定化に向けて、平成23年8月29日から県産牛の全頭検査を実施していますが、食品中の放射性物質についての新基準値が設定される中、多大な負担が長期化することも懸念されます。

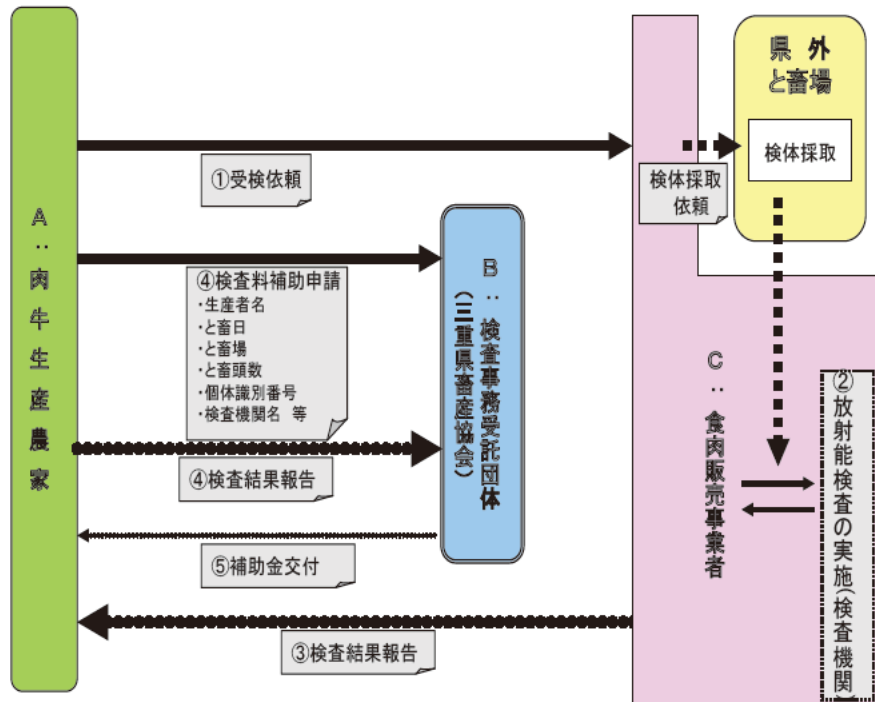
安全・安心な三重県産牛肉を届けるための全頭検査体制(イメージ)

県内と畜分の検査の流れ(約10,000頭/年)



【検査費用:一頭当たり約5,000円】

県外と畜分の検査の流れ(約2,500頭/年)



【検査費用:一頭当たり約20,000円】

2.4 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業を実現するための具体策を、早急に検討すること。
- 2 中間駅の設置効果を最大限に引き出すため、在来鉄道、高速道路とのアクセス整備や駅周辺のまちづくりなどの既存の財政的支援の充実や新たな支援制度の創設

【現状と目標】

JR東海は、国土交通大臣からの建設指示を受けて、リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、名古屋までの区間については、昨年公表した「計画段階環境配慮書」において、概略ルートや駅の概略位置を示し、環境アセスの手続きに着手しました。

また、中間駅の設置費用負担の課題について、JR東海が、「JR東海の全額自己負担により中間駅を設置する」との考え方を示したことで、リニア中央新幹線は、着工に向けて大きく動き出しました。

JR東海の計画では、平成39年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で平成57年に大阪まで整備するとしていますが、リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間全線の同時開業が必要です。

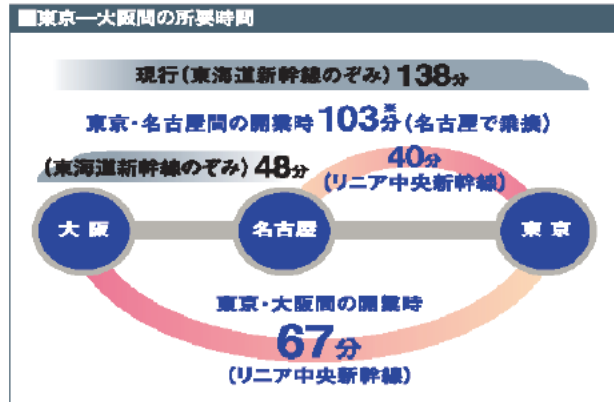
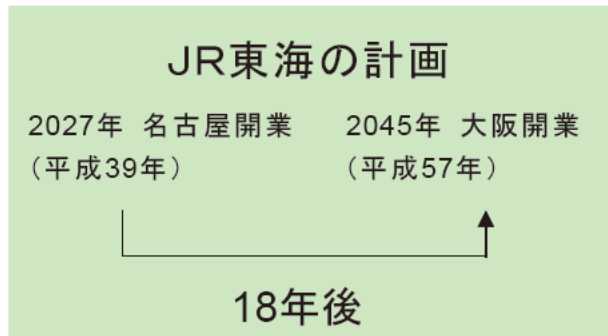
【本県の取組と課題】

本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において、東京・大阪間の全線同時開業に向け、要望や啓発活動等の取組を行っています。

また、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」においても、その一員として、連携・協力して全線同時開業に向けた取組を進めているところです。

しかしながら、リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業は、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であることから、国による積極的な関与が不可欠です。

また、リニア中央新幹線の中間駅設置に伴う在来鉄道や高速道路とのアクセス整備や駅周辺のまちづくり等に対する国の支援も必要です。



2.5 ハローワークの早期地方移管の実施

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地域の特性を生かした産業振興施策等との連携とワンストップサービスを確立するため、早期にハローワークを地方に移管すること。
- 2 東西2か所におけるハローワーク特区（仮称）の試行結果を地方と共に早期に検証すること。
- 3 ハローワークの移管に伴う財源の確保と、事業の実施に必要な財政措置を講ずること。

【現状と目標】

国は「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、国と地方の一体的な実施の取り組みを進めることとしています。

このうち、ハローワークの移管については特区制度を活用し、東西1箇所づつ(埼玉県、佐賀県)で国が行う業務と地方が行う業務等の一体的な実施を3年程度行った後、その成果と課題を十分検証することとし、移管可能性の検証結果が出るまでは、都道府県からの提案に対する国の回答は保留されることとなっています。

【本県の取組と課題】

本県では平成16年5月からハローワーク津と共同で「おしごと広場みえ」(ジョブカフェ)を設置し、ハローワークが行う職業紹介と県等が行う就労支援を連携しながら実施していますが、その範囲は限定的で、ハローワークの任意の協力が得られるものに限られています。

このため、平成23年5月にアクション・プランの実現に向けた提案を行っており、その提案では、平成24～25年度で1つのハローワークを試行的に業務移管し、平成26年度以降に全面移管することを想定していますが、特区の検証結果が出るまでは提案に対する国の回答は保留されることとなっています。

県の産業振興部門と雇用部門で共有する企業情報をもとにした職業紹介や、教育(人材育成)施策と連携した職業訓練など、知事の指揮命令権に基づく雇用施策を実施するには、試行結果の早期の検証によるハローワークの早期移管とともに、業務の実施に必要な財源の移譲が行われる必要があります。

26 地方の自由度を高める地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 国と地方の役割分担を適切に見直した上で、国・地方間の事務・権限の移譲、国の過剰な関与や事務付け・枠付け廃止、縮小を進めること。
- 2 国の業務のうち、県・政令市毎の受入が可能であると考えられるものについては、積極的に事務・権限の移譲をすすめること。(例 ハローワーク)
- 3 地域自主戦略交付金については、対象事業や要件緩和の一層の拡大と必要総額の確保を図るとともに、内閣府への事務の一元化や内閣府と各省の提出書類の簡素化・共通化などの運用面の改善を図り、地方の自由裁量が拡大する制度とすること。

【現状と目標】

地方自治法に対する義務付け・枠付けについては、平成23年4月に第1次一括法、同年8月に第2次一括法が成立し、本年3月には第3次一括法案が国会に提出されています。

しかし、地方分権改革推進委員会第2次勧告で、見直すべきとされた約4,000条項のうち、約1,600条項がいまだ手付かずの状況であり、また「施設・公物設置管理の基準」の条例委任において「従うべき基準」とされている事項が多く残っています。

また、国の出先機関のほとんどの事務・権限については、広域での一定の連携・調整を図ることにより県・政令市毎の受入が可能です。

地域自主戦略交付金については、「地域主権戦略大綱」に基づき、平成23年度から制度が段階的に導入されています。初年度は都道府県の投資に係る補助金・交付金の一括交付金化、平成24年度は政令市へ導入されるとともに、都道府県分については、対象事業・要件(投資に係るもの)が拡大されましたが、さらなる対象事業や要件緩和の拡大等が必要です。

今後、地方分権改革について、地方の自由度を高めていくことが必要です。

【本県の取組と課題】

本県では、国の事業のうち、県が行うことで県民によりよいサービスを提供できるものについては、既存の役割分担にこだわらず、事務・権限の移譲を積極的に求め、その成果を県民が実感できるよう取り組んできました。さらに、各地方が自らの判断と責任において行政を運営することを促し、個性豊かで活力と責任に満ちた地域社会の実現を図るため、取組の更なる進展が求められています。

○ 地域自主戦略交付金の本県への交付状況 (単位：億円)

	H23	H24
要望額 (A)	86.8	111.0
交付額 (B)	74.9	85.9
B/A (%)	86.3%	77.4%

2.7 地方の創意工夫で自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の充実

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方自治体は、住民生活に密着した行政サービスを行っていることを十分考慮するとともに、東日本大震災を踏まえた新たな防災対策など、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方における安定的な行財政運営に支障を生じさせないように、地方交付税総額を確保すること。
- 2 国家公務員給与に係る臨時特例法の附則第12条の立法経緯を踏まえ、今回の特例措置による給与削減を地方に実質的に強制するような地方交付税の減額等を行わないこと。

【現状と目標】

現在、地方の財源格差が問題化していますが、その原因として、先の三位一体の改革で、地方固有の財源である地方交付税総額が平成18年度までに5.1兆円も削減され、地方自治体が企業誘致等により税収を増加させても、努力が報われてこなかった経緯があります。また、地方税収も企業収益の悪化により大幅な減収となっています。

こうした中、平成24年度の地財計画では、交付税や地方一般財源総額が前年度とほぼ同額となり、中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）（平成23年8月12日閣議決定）に定めるように、平成23年度の水準を下回らない一般財源総額が確保されることとなりました。地方が、自主的・自立的な行財政運営を行い、必要な行政サービスを安定的に提供するためには、地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能を確保し、必要な地方交付税総額が確保されることが今後も重要です。

毎年度引き続く地方財源不足に対して、一定のルールのもとで国と地方が財源不足額を折半する臨時財政対策債制度は、あくまでも暫定的な措置であり、本来は地方交付税法第6条の3第2項の規程により、「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更を行うこと」で対応すべきと考えます。

また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が平成24年2月29日に成立し、厳しい財政状況と東日本大震災に対処するため、国家公務員給与が2年間、平均7.8%削減されることとなり、地方公務員給与については、その附則第12条により、「地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるもの」とされました。

【本県の取組と課題】

本県は厳しい財政状況の中、過去から定員削減と独自の給与カットを実施してきたところです。

○ 一般財源の状況（平成24年度当初予算）

	H23	H24	増減
県税等（県税＋地方消費税清算金）	2,401億円	2,415億円	+0.6%
地方交付税	1,368億円	1,388億円	+1.5%
臨時財政対策債	633億円	620億円	△2.1%
その他（地方譲与税＋地方特例交付金＋交通安全対策特別交付金）	290億円	288億円	△0.7%
地方一般財源 計	4,692億円	4,711億円	+0.4%

※ 平成23年度は6月補正後予算

○ 本県のこれまでの定員削減の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	5年間増減累計		参考10年間累計	
						数	%	数	%
一般行政	4,685	4,582	4,482	4,408	4,491	▲194	▲4.1	▲493	▲9.9
教育	15,325	15,076	14,900	14,689	14,621	▲704	▲4.6	▲1,324	▲8.3
警察	3,338	3,393	3,403	3,399	3,406	68	2.0	338	11.0
公営企業	1,382	1,390	1,389	1,401	1,313	▲69	▲5.0	▲133	▲9.2
総合計	24,730	24,441	24,174	23,897	23,831	▲899	▲3.6	▲1,612	▲6.3

※ 業務移管に伴う、教育委員会等から知事部局への定数移管等は反映していない。
国においては、H13年からH22年で3%の削減（一般行政 非現業）にとどまっている。

○ 給与抑制の状況

	削減内容
知事	給料月額30%、期末手当50%
副知事	給料月額15%
教育長、企業庁長、病院事業庁長、代表監査委員	給料月額10%
部長級	給料月額10%
次長級、課長級、校長、教頭、事務長	給料月額8%
一般職	給料月額3%